

議事日程（第2号）

平成24年9月11日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 斎藤博美君
16番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	佐藤賢助君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
		書記	菅野春華

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名
一般質問

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 会議を始める前に申し上げます。

昨年、3月11日に発生いたしました東日本大震災から1年半が経ちました。多くの尊い命が失われました。本日は会議に先立ち、犠牲者になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。

○議会事務局長（佐藤光正君） それでは、皆様恐れ入りますがご起立願います。
黙祷。

○議会事務局長（佐藤光正君） ありがとうございます。ご着席ください。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 始まる前にお知らせいたします。私たちの大先輩であります三浦カオルさんが亡くなりました。告別式は、本日、午後2時より福島SKホールにて執り行われます。議会開催中であり、代表して副議長に出席をいただきます。

◇ ◇ ◇
◎開議の宣告

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 会議を進める前に申し上げます。

本日は、気温が上がってきておりますので、上着を脱いで結構です。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 高橋道也君、6番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 本日の議事日程についてお諮りをいたします。

本来であれば、本日は一般質問の2日目の予定でしたが、議事の都合により、昨日は予定した一般質問に入れませんでした。

よって、本日の日程を変更し、一般質問の第1日目と行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、日程を変更し、一般質問の第1日目を行うことといたしました。変更後の議事日程を配付いたします。（日程表配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。通告順に質問を許します。

（「議事進行」という声あり）

○6番（菅野清一君） ただいまの黙祷の話ですけど、1年とか2年とかと区切りのいい話なら分かるんですが、なぜこの1年半なのかということと、どこで決まったんでしょうか。いきなり議長の指示で起立させられるわけですけど、これは議会運営委員会で決まったんですか、正副委員長会議ですか、その報告も何も私は聞いていないんですけど、だから、多くの議員の方からなんで、なんでという話があったので、私は代表して聞いたんです。説明願います。

○議長（新関善三君） ただいまの議事進行に対してお答えいたします。

1年半が経過した、3月11日でございますので、本日、ちょうど1年半を迎えたということでございまして、1年半を迎えての犠牲者に対します哀悼の意を議会としても表すことを、3月の議会にもやりました。

○6番（菅野清一君） では別に何らそれぞれ問題ないわけですよ。ただ、いきなりそういうことで議長が先行するということは、私は議会制民主主義の立場からいって、少しおかしいと思いますよ。以後、改めてもらいたいと思います。

○議長（新関善三君） 以後、改めながら議会進行にまいりたいと思います。議長の判断でやらせてもらいます。

○2番（高橋道弘君） あの議長は職権、なんだ22条の議長の職権、議事整理権をときどき言うんだけど、ただいまのは議会始まる前なわけですよ。だから、議長の議事整理権も何も関係ないわけです。だとすれば、それは全議員に諮って、こういうことを議会の冒頭やりましょうということが全議員に諮られて、全員協議会の議なりを経てやるならば、私は全く問題ないと思います。議長の発案でなんでもこういうふうにできるということになるよ今後。それでは、去年の12月議会に同僚議員が言ったことと、全く相反することをまたやっているということだよ議長は。謝って済むという問題でもないでしょう、そういうことでは。勝手に議長はなんでもできるんですか。

○議長（新関善三君） 開会前に黙祷したことについて、

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） それではですねここで暫時休議をさせていただきます。

（午前10時08分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開させていただきます。 （午前10時13分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） たいへん申し上げにくいわけですが、今年の3月11日の議会
で黙祷をやったというような議長発言したわけでございますが、3月11日は日曜

日でございます、3月のあれにはしてございません。誠に申し訳ございません。この席を借りまして、陳謝をいたします。それと、本日の黙祷の件につきましても、議長独断でというふうなことで議会開会前に入れてしまったわけでございます、このこと等につきましても、深く皆さんの前で陳謝を申し上げ、以後、すべての件につきまして失態のないよう、繰り返さないよう再度肝に銘じて、議会運営に臨みたいとこのように考えてございますので、この場から陳謝してお許しを賜りたいと思います。

○14番（遠藤宗弘君） 14番です。失態のないようにと言うんだけど、本当にそれでいけるんですか。基本的には議会というのは、会議規則に基づいて進めるというのは、基本なんですよ。私もある程度長い期間議会にいるけれども、議会で黙祷させられたというのは初めてだから、私はどこを根拠に指示したんだということではびっくりしたんです。だから、それはねやらせるならやらせるなりの根拠をちゃんと示してもらえれば良いんですよ。そうでないと、おまえは気に入らないから議会から出ていけと言われてって、根拠のないまま出される可能性があるんですよ、こういうことやられたのでは。そういうことで、厳格な議会運営を図っていくのに、本当にやれるんですかという心配があるんですよ。今までのことを見てくると。その辺きちんと正副議長の下で整理して報告してもらわないと、どこでどう反省したのか分からないところでこそそそと休議してやって、それで、今後はなんて言われたって、ああそうですかと言えますか議会で。それはないと思うんです。きちんと謝罪するなら謝罪するなり、正式な謝罪の仕方があると思うんです。そこをはっきりしてもらいたい。

○議長（新関善三君） それらの正式な謝罪を文書をもって全議員の皆様方にお示しをするということで、

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再度休議させていただきます。

（午前10時16分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後12時37分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 暫時休議の中で、議長の方から謝罪を申し上げます。

議会運営につきましては、本日の会議の進め方につきまして、全員協議会等、あらかじめお諮りしてから進めるべきところを議長の判断で進めてしまいました。今後は今回の反省に立ち、議会運営及び会議の進め方について、議員各位と相談のうえ、ルールに基づき、手続きを踏まえたうえで取り扱うことといたします。なお、今後は、明らかに私の非により議会の混乱させた場合は責任を取り、議長職を辞任いたすこととお約束をいたします。

○議長（新関善三君） 取り消しの方、発言の取り消しをお諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 先ほどの本会議に入りまして、私の方から3月定例議会で黙祷をしたというふうな趣旨の発言をさせていただいたわけですので、これですね3月11日は日曜日で、議会は開催されていなかったにもかかわらず、開会をして黙祷をしたことについては、その文言を取り消させていただくことをご承認をいただけるかお伺いをいたします。

取り消しにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) ありがとうございます。

よって、取り消しは承認をいただきました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時30分開会にさせていただきます。(午後12時40分)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 再開いたします。(午後1時30分)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) ここで副町長から発言を求められておりますので、これを許します。副町長。

○副町長(永田嗣昭君) 先ほどの本会議の際に、保健福祉課長が出席しておりませんでした。連絡が取れて、こちらに向かっておったんですが、会議開始前までに間に合わなかったことによるという結果でございます。このような状態になりましたことに、謝罪を申し上げます。申し訳ございませんでした。今後はこのようなことのないよう体制を整え、注意を喚起して対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(新関善三君) 次に、昨日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について、議運の委員長から報告願います。13番 石河清君。

○13番(石河 清君) 議会運営委員会から議事日程の延長について、昨日、会議を開き、別紙のとおり延長することになりましたので、ご説明を申し上げます。

本日は、この後、一般質問5名行います。明日は、常任委員会と決算審査特別委員会の予定でありましたが、10時に本会議を開始した後、申し訳ありません。まだ、別紙配っていないので、そこを取り消します。本会議を開始した後、議事録署名の指名後、一般質問5名を行います。その後、常任委員会を開催していただきます。第8日目の13日、火曜日は、午前10時から常任委員会を開催していただいた後、午後1時から決算審査特別委員会を開催いたします。以後、休会日を除き、日程を1日ずつ繰り下げまして、15日間の会期を16日間とし、9月21日に当初予定しておりました最終日の日程を行うことといたします。なお、今後の日程でも審議困難となりました際には、再度議会運営委員会において、検討することといたしたいというふうに進めて行きたいというふうに思います。以上であります。

○議長（新関善三君） お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題にしたいと思
います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題にする
ことを決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 変更後の審議予定表を配付いたします。（配付）

配付漏れございませんか。（なし）

追加日程第 1，会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は 9 月 20 日までと決議されておりますが、議事の都合により、
9 月 21 日までの 1 日間延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、会期を 9 月 21 日までの 1 日間延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 2，これより一般質問を行います。一般質問は一問一答
方式により行い、議員の発言は答弁を含めて 60 分以内といたします。なお、質問
及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。

8 番議員 菅野正彦君の登壇を求めます。菅野正彦君。

○8 番（菅野正彦君） 8 番 菅野正彦でございます。本当は朝一番の質問の予定で、
朝のあいさつを考えていたわけですが、改めて皆さんこんにちは。今年の 3 月 11
日の東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故により、目に見え
ない恐怖の中で 1 年 6 か月が過ぎようとしております。この事故により、町民の生
活はことごとく破壊されました。特に計画的避難区域に指定され、住み慣れた我が
家を離れ、避難を余儀なくされ、狭い仮設住宅生活、いつ戻れるかの見通しも立た
ない山木屋地区の皆さんのご心痛は計り知れないものがあると思います。町民の皆
さんは将来を託さなければならない育ち盛りの子どもさんのいるご家族の不安や食
の安全に対する不安、健康に対する不安、将来の生活設計に対する不安、農商工業
の売り上げ不振、風評被害など、数限りない不安との戦いが、頭の中から離れるこ
とはないと思います。心よりお見舞いを申し上げます。皆さんが求めているのは、
原発事故の一日も早い収束と今年の 3 月 11 日以前の平穏な生活に戻してほしいと
いう一言だと思います。国は、被災者の命と暮らしを守る責任があります。党首選
挙や政権奪還なども大事だと思いますが、私たちの命や暮らしを守る立場としては、
それ以上に一刻の猶予もないはずで、川俣町が目に見える形で復興、復旧ができ

るよう、真剣に取り組んでいただきたいと私は思います。私たち議会も同じであります。町民からは、議会は何をやっているんだと、よく言われます。町民の皆さんが復興、復旧の槌音が直接肌で感じるような行政執行が期待されております。実際、戻れるようになるまでは、時間がかかると思います。避難は命令でしたが、戻る、戻らないの意思決定は、個人が決めることになると思います。無理に戻すことはできませんが、一日も早く戻れるようにすることは、行政の責務であります。そのためには、国や東京電力の責任で、すべての地表面の除染をすることが望まれますが、生活圈や農地の除染だけで安心して生活できるものではありません。戻れる環境には、ほど遠いのではないかと私は思います。しかしながら、除染はやるべきだと思います。私は山積する諸課題の中から、農地除染の進捗状態と今後の進め方について、当局の考えを質したいと思います。この事業は、川俣町と農家が農地除染委託業務の契約を締結し、進めている農地除染であります。農家の皆さんに積極的に取り組んでいただいたこの手法は、高く評価されるに値すると思います。受託者、すなわち農家の皆さんは、受託業務などのすべてを自分で遂行したことのある方は少なく、行政側の丁寧な指導が求められると思います。今後、残された作業を円滑に進めるには、今までの事業の進捗状態を把握する必要があると思います。以上のことから細部4点について当局の考えを質したいと思います。

1、モニタリング用に採取した土壌の回収と検査は、いつどのようにする予定なのか。

2、各農家の農地除染の進捗状態を把握しているのか。

3、畑などの2回目耕起時用のカリ肥料の配付は、秋野菜の作付けに間に合うのか。既に8日、9日と配付にはなっているようですが、それらも私が通告するころははっきりしていなかったみたいであります。

4、農地除染も後半であり、それぞれまとめに入る時期になります。写真などの整理は任意の様式でよいと聞いていましたが、任意ほど難しいことはないと思います。写真整理様式見本を作成し、除染契約農家に配付すべきと思うということで、以上農地除染細部4点について当局の考えを質しますので、親切なご答弁をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 本日から一般質問となります。どうぞよろしくようお願いいたします。本日で昨年原発事故発生以来、1年6か月となったところでございますが、今もって避難生活を強いられております。山木屋地区の皆さん、そしてまた、他町村から川俣町にも避難されている皆様方に心からお見舞い申し上げます。そしてまた、この復旧、復興に向けたいろんな政策、課題につきまして、全力を傾注して、今後とも取り組んでいく考えでおります。議会の皆さん、そしてまた、避難させられている皆さん方との問題、課題を共有しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ひとつよろしくようお願い申し上げます。それでは、8番 菅野正彦議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、農地除染の進捗状態等と今後の進め方についての（１）、モニタリング用に採取した土壌の回収と検査はいつどのように行うのかについてのご質問でございますが、まず、今後の土壌調査の実施の日程についてでございますが、平成24年9月18日に入札、委託業者の決定をし、契約及び業務の着手にかかるよう進めてまいる考えであります。土壌の回収方法といたしまして、平成24年9月24日から28日の間を第1回目の回収とし、各大字単位を基本に、各農家に採取していただいた土を各集会所等に搬入していただき、そこに集めた土壌を委託業者が直接搬送をし、検査をするようにいたします。第2回目の回収は同様の手法で、平成24年12月に実施を予定しており、また、土壌の測定及びデータ整理を含め、平成25年3月25日までに成果品納入を計画しております。

次に、（２）、各農家の農地除染の進捗状態を把握しているかについてのご質問でございますが、各農家から農地除染作業の変更についての問い合わせ等があった場合は、話し合いの中で、作業の現状についてお話をいただきまして、他の業務等と合わせて現場に赴き、除染作業の手順を農家の方々と話し合い、作業の進捗状況を現場において確認させていただきました。また、各農家については、当初提示した除染作業実施計画を基に、進捗状態を把握しております。

次に、（３）、畑等の2回目耕起時用のカリ肥料の配付は、秋野菜等の作付けなどに間に合うのかについてのご質問でございますが、平成24年8月31日にカリ配付の通知を各農家に郵送し、平成24年9月8日及び9日の2日間において、農協にて除染農地に対応したカリの配付を実施いたしました。多少配布の時期が遅くなりましたが、秋野菜等の作付けに何とか間に合うものと考えております。

次に、（４）、農地除染も後半になりまとめに入る時期だが、写真整理の様式見本を作成し、除染契約農家に配付すべきと思うがどうかについてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、事業を受託した農家の皆様がわかりやすく進めるためにも見本等を作成し、周知することは必要なことであると考えております。今回、秋野菜等の作付けに間に合うようカリ配付にかかる通知を各農家にお送りした際、写真台紙のひな型及び撮影の注意事項等を記した書類を同封いたしております。今後とも各農家からの質問等に対応しながら、適正な事業執行に努めてまいる考えであります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 1番の土壌の回収、あるいは検査等については、分かりましたので、2番目の除染の進捗状態についてちょっとお尋ねしたいんですが、水田なんかを作付けしている方々はちゃんとした作業を進めないと、水田、田植えなどはできないので、ところが、休耕田とか、要するに遊休農地みたいなところの田んぼなんかの場合だと、どうしても春ゼオライトまいてうなただけで、今ある水田等があります。それらについて、どうしたらよいのかと、これからでもいいから代をかいやっの方が良いんじゃないですかというふうな話をしました。そして、それらも雪が降るようになったのでは写真も撮れなくなりますので、そういうようなこと

をちゃんと把握しているのかどうかお聞きします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 水田等の作付けしていないところ、要するに保全管理的なものに関してのご質問かと思えますけれども、そういったものに関しまして、ご質問がありました場合には、分からない場合には、関係機関に私たちの方で問い合わせをいたしまして、折り返し電話等でご相談は承るようになっておりますので、全部というわけにはなかなかいきませんが、先ほど議員の中にもおっしゃられましたとおり、農家の方々のご理解とご協力を得て、今回、進めてます1つの線量の低減作業のための除染でございますので、私どもの方にもそういったことございましたらば、分からない部分に関しましては、適正にそちらの方の関係機関等とも相談しながら対処してまいりたいと思っておりますので、全部はなかなか困難でございますけれども、あくまでも分からなければ産業課の方にお問い合わせいただきまして、丁寧にそういったものに関しては農家の方々に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 問い合わせがない場合は、なんか指導しないみたいに聞こえるんだけど、そういうことでなくて、やはりどこに聞いていいか分からなくて困っている人も、まあ役場に聞けば分かるというのは大体の方は認識していると思うんだけど、できれば月1回出す広報か何かで、その辺の確認をきちっとして、予定どおりやらない場合は、もしかすると前渡金まで返さなければならなくなるようなことになってしまうのかなとそんなふうに思いますので、その辺もう一度確認したいと思っております。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのお質しの件でございますけれども、全部が全部周知できないでおられる場合、そういったままで町に問い合わせができないような人の立場というものを考えて対応ということでのご質問だと思いますけれども、そのとおりでございますので、もし、機会ありましたら、そういったものの作業等の分からない点は、産業課の方に問い合わせしていただける何かの形の文書で、私ができるような努力、私らのほうでさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと先ほどもう1点ありました。その事業の対象にならなくなる、そういったこととはご相談を受けた段階で、先ほども言いましたけれども、農家の方々の立場に立ちまして、私たちの方も適切に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） では次、3番の畑の2回目の耕起のカリ肥料の配付は秋野菜に間に合うのかという件ですが、秋野菜はまあいつ例えば白菜とか大根とかキャベツとかといろいろあるわけですが、そのそういうまく時期などはちゃんと分かってて、

間に合うように、分かっているのかなど、ちょっとその辺お尋ねします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの秋野菜等の各農家の全部作付けの時期とか何か周知しているのかということをございますけれども、おおむねの周期的なものに関しては分かっておりますけれども、個別的なやつ全農家とか、細かい点についてはなかなか私の段階では把握できていないものと思いますので、申し訳ございませんけれども、なるべく把握するような努力をいたします。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 大体白菜などは8月中旬に種をまいて、8月下旬から9月上旬ぐらいに定植すると、あと大根なんかは定植でなくて直まきなので、これは大体8月下旬ころから9月上旬ぐらいになる。キャベツなんかは、7月上旬から下旬ぐらいに種をまいて、8月上旬から下旬ぐらいに定植するという時期なんでありませう。そういうことから言えば、8日、9日ころでは、畑の準備からする農家の立場としては、やはり遅いわけですよ。春も遅かった。せめて秋2回目くらいは、やはり7月中旬ぐらいに配付しても、決して早くなかったのではないかと、私はそんなふうに、まあ途中で変更で増えた人たちというのは、そういうものは別として、当初契約した農家には、やはり早く配付できるように、そして、それはそういうふうにするべきでなかったかということ1つ。それから、この今回配付したものは、農家によってはおれは春にもらったのが、秋の分までもらったつもりだと、それで、半分ずつきり使わなかったとそのカリ肥料については、そういう農家があるんだけど、そういうことは、春にどういう周知徹底したのか、その辺お尋ねします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのお質しの件でありますけれども、まず、カリ肥料の遅れましたことには、大変申し訳なく思っております。私の方も先ほどご指摘ありましたように、変更等、そういったものとの農家等の面積、そういったものとの調整がありまして、ちょっと遅れてしまいまして、申し訳ございませんでした。

それから、先ほどの春に使ったやつが残っていたという方ですけれども、確かにそういった問い合わせあります私どもの方にも。それでも、全体として、今回の事業の目的としては、最終的に線量の低減という作業ですので、そういう方にはご説明をしながら使っていただき、これからの円滑な進行等々お願いするという、こういうことをございますので、本来の目的に沿った形でのご説明という形で皆さんにお願いしておりますので、当初の方の説明では、一応配り段取りとか、そういった説明はしたんですけども、確かに議員ご指摘のとおり、問い合わせの中には、やはり半分しか使わなかったという方おりましたので、当初の目的に沿ってやっていただきたいということで、一応技術的な面は関係機関にご相談をいたしまして、今後適切に進めてまいるように一応農家の方にはご相談を受け付けて、お伝えしているところをございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） もう1つ、今のカリ肥料の、まあ言ってみれば資材代のことでちょっとお聞きしたいんですが、春に前渡金から資材代引いていますね。それは、今回、配った8日、9日に配った分の金額まで相殺しているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 春に配った肥料、今回の肥料にも合わせて前渡金の中に入っているのかというご質問でございますけれども、あの前渡金の中に入っております。以上です。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） ということになれば、お金をもらっているものが、季節に間に合わないような配り方をしていることは、やはりうまくないと思いますね。お金をもらってて、秋野菜に間に合わない。なんとか間に合ったなどというやり方では、やはりうまくないと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議員ご指摘のとおりでありまして、確かに遅れましたことに関しましては申し訳ございませんが、先ほど私くどいことを言って申し訳ございませんけれども、あくまでも線量の低減という目的の形ですので、そういう形の中で遅れましても、そういったものの本来の目的を達成するような皆さんに改めてご理解とご協力をお願いしているところですので、一応それで答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） あの目的が除染だから、作物作付けに間に合わなくともお許しいただきたいというふうに私は聞こえたんだけど、まあ除染目的であっても、農家はそれでなくとも大変なんだから、やはり行政としては皆さんの言ってみれば、かゆいところに手の届くような行政と言ったら、やっぱり早め早めにやってやっぱりやるのが、行政の責務でないかなとこう私は思います。作った野菜は売れないかもしれないけれども、それでも一生懸命農家の人たちは頑張っているんですよ。だから、除染目的だから、白菜9月末にまいても良いというわけにはいかないの、その辺は今後、やっぱり気をつけていただきたいし、今までそういうことで作付け遅れらかしたり、作付けできなかつたりした方もあると思うので、その辺はやっぱり気をつけていただきたいなど。私はそれ以上、大体皆さんも初めてのことでいろいろと苦労はしていると思いますので、ただ、私なりにいろいろ気がついたことを質しました。

それから、4番目の写真様式なんですけど、この写真様式もあまり丁寧でないんですよ。実際、配られた写真様式は、こういう様式なんです。まあコピー撮って、これを使えということなんだよね。実際、今の写真の標準判というのはL判で、こういうふうにくっつけないと貼られないんだよ。そうしたら、こういうふうな見本を付けて、枠からはみ出してもいいですよという格好でない、な

んだか小さい写真でないと、まあ今、L判でほとんどこの写真の大きさになると思うんだけど、その辺はどうなんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの写真の台紙に対するとか、あの写真の方向、撮り方についてのそういったものについてのご質問なんですけれども、確かにもう写真を撮ってデジタルで加工する人、ただいまの議員のご指摘ありましたように、写真として台紙に貼る方、いろいろご相談の方を私らも承っております。ただ、どういふものにやったらいいのか分からなかったということで、まあ大きさは4判でない方もおられたんですけどA4判にお願いしたいということと、あとデジタルで加工する方はその大きさにできればその大きさと、あとは示していただいて大変ありがとうございました。示していただきましたとおり、その枠の中に収まらなければ2枚でも大丈夫ですよというような形で、ある程度前後、まあ最初と最後が分かるということではないですけれども、合わせて写真を撮っていただく中間、そういったメインのところだけのご質問に対してお答えしたというような状況でございます。確かに物を貼ってやった方が良かったかとは思いますが、申し訳ございませんでしたけれども、一応説明の内容ではそのような形でご説明しておきましたので、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） ほんだらこの写真の大きさとは何判と言うんですか。いや小さい方が、自分であるのプリントするにもインクの量少なくて済むわけだから、写真用の用紙だって安いわけですよ、小さい方が。これは何判なんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 写真の大きさですけれども、L判と昔で言うサービス判というふうになります。若干そのサービス判に近い大きさだと思います。ただ、ちょっと大きさ私ら基準は決めていませんでしたけれども、おおむねパソコン等でやる場合は、大体そのくらいの大きさに加工は可能だという大きさで、サイズのにはサービス判と言われる大きさになっているかと思いますので、正確ではございませんけれども、一応答弁させていただきます。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） パソコンで加工するのは、何判でもなんぼ小さくとも、それこそパスポートに貼る写真にだって、これ1枚に1枚の写真だって、なんぼでも加工はできるんだけど、やはり一般的にそういう人でなくて、やっぱりスタンダードというか普通の人ができるようなことで考えてもらわないと、自分でできる人を対象にして考えられたんでは、やはりほとんどの方はパソコンもやってないし、デジタルカメラもやっていない、そういう人たちもいると思うんです。そういうことも含めて、もう少し丁寧にやっぱり考えて指導してもらいたいなど、そんなふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。

13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から私ども日本共産党や党後援会の方にお寄せいただいた諸要求や願いの中から、先に通告しておりました大きくは1点でございますけれども、細部6点ほどにわたりまして町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

当局もご承知のように、国会の原子力事故調査委員会は、7月5日、福島第一原発事故を検証する報告書を公表いたしました。この中で、原発事故は自然災害ではなく、明らかに人災であると明言をしております。また、国や推進当局による責任放棄、東京電力と関係業界からの圧力を指摘をされております。更に、原子炉の損壊について、政府は津波によるものと言ってきましたが、地震による被害がないと確定的には言えないと述べているわけでありまして。原子力調査委員会の黒川委員長は所管で、福島原発事故は終わっていないと断言をしております。国会事故調査委員会は、除染や賠償問題などを直接調査の対象とはしておりませんが、原発事故で被災した住民が住み慣れたふるさとへ帰り、元の生活を取り戻す目途の立たない限り、事故が終わったとは言えないわけでありまして。報告書が被災地の環境を長期的、継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を解決するよう政府に強く対応を求めていることは当然のことであり、被災者の願いに沿っているものであるというふうに私も考えるところであります。具体的な質問に入りたいと思います。

スピード感のある除染の取り組みをについてであります。本町の放射性物質によります被害は、計画的避難となっている山木屋地区住民はもとより、すべての住民に及んでおります。自主避難者をはじめ、汚染地域に居住しているすべての町民に精神的苦痛や健康への不安、生産活動などに大変な被害が発生しております。今後、町民の安心、安全な生活と3月11日以前の川俣町を取り戻すことが、復興への大前提であるというふうに考えるわけでありまして。特に除染のなご一層の促進は、喫緊の課題であります。

細部の質問1点目、本年取り組まれている農地の水田、畑などの除染状況は、6月の時点で契約件数1,337件、面積で544ヘクタールというふうにお聞きをしておりますが、その後の追加契約や変更などで、現段階ではどのような件数、面積となっているのかお伺いしておきたいと思っております。また、今後、除染についてやる気のある、意欲のある農家に対しては、当然のことながら契約を受付、農地除染に積極的に取り組むべきであるというふうに考えるわけでありまして、当局の今後の対策、対応についてお伺いしておきたいと思っております。

続いて、細部の2点目、土壌検査についてであります。土壌検査については、作付け前から農家の方々に土壌の採取をお願いし、残念ながらいまだに回収もされないでそのままになっているわけでありまして。検査は全く進んでいないわけでありまして。土壌検査は、今後の農作物の栽培や作付けに当たり、大変重要な基本

的なデータとなってまいりますので、町内すべての圃場、水田、畑について検査を実施し、線量マップを作成すべきであるというふうに考えるわけではありますが、当局の今後の土壌検査実施までの具体的な日程、段取りについてどのようになっているのか、今後の当局の取り組みについて、対応についてお伺いをおきたいと思っております。

続いて、細部の3点目、農地除染については、平成25年度は耕作放棄地に取り組むという工程表になっているわけではありますが、今年度はやはり農家に事情があり、どうしても除染に取り組めなかった圃場や水田につきましては、来年度、25年度についても、引き続き取り組むべきであるというふうに考えるわけではありますが、当局の今後の対策、対応について、この点についてもお伺いをおきたいと思っております。

細部の4点目、仮置き場の確保についてであります。一日も早くスピード感をもって除染を進めていくうえで、最大の障害は何と言っても仮置き場の確保ができるかどうかにかかってくるというふうに私は考えるわけではありますが。現段階で小規模仮置き場なども含め、町ではどのくらいの仮置き場を確保できたのか。箇所数や面積などをお伺いをおきたいと思っております。また、場所は決まっているが、現場でこの造成工事着手がされておられないわけでもあります。仮置き場の工事が大変遅れているのが、実情であります。今後の取り組みと対応についてお伺いをおきたいと思っております。

続いて、細部の5点目、住宅の除染の取り組みについてであります。本年度は町内5地区の生活圏の除染の取り組みというふうになるわけではありますが、今後の取り組みにあたっての具体的な住宅除染の町としての取り組み方針、実施計画についてお伺いをおきたいというふうに思う次第であります。

続いて、細部の質問最後になりますが、6点目であります。米の全袋検査についてであります。本町では、本年、除染をやりながら稲作の栽培に取り組んできたところでもあります。昨年は、放射能汚染とその後の風評被害で大変苦しんだわけでもあります。今年は町産米の安全確保と消費者の皆さんの信頼回復を図り、風評被害を克服していかなければならないというふうに考えるわけでもあります。そのためにも自家飯米なども含めた本年町内で生産されたすべての米の全袋検査をしっかりと実施しなければならないというふうに考えるわけでもあります。町当局の今後の米の全袋検査に当たりまして、それらの実施に当たっての具体的な段取り、取り組みについてお伺いをおきたいというふうに思う次第であります。

以上、細部6点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応について質してまいりたいと思うわけでもあります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、スピード感のある除染の取り組みをの（1）、農地除染の契約件数と面積は。また、今後、希望する農家とは契約し、農地除染に取り組むべきと考える

が、当局の対応を伺うについてのご質問でございますが、まず、今回の農地除染における各地区の契約者数と面積につきましては、8月末現在で、除染対策に取り組む皆さんと川俣町との契約件数は1,377件で、水田、畑地の面積は571ヘクタールでございます。また、今後、農地除染を希望する農家の取り組みにつきましては、作業及び契約内容等を説明し、委託契約で除染作業が可能である場合については、ご希望に応じて適切に対応してまいる考えであります。

次に、(2)、町内全ての圃場の検査を行い、線量マップを作成すべきと考えるが、当局の今後の土壌検査実施までの具体的な日程、段取りについて伺うについてのご質問でございますが、今回、農地除染作業により採取した土壌の放射線量及び土壌成分調査を実施し、それらの結果と空間線量のデータの一元化を図り、地図ソフトを利用して、わかり易く表示することを計画しております。土壌調査の実施の日程につきましては、8番 菅野正彦議員の答弁でお答えしているとおりでございます。

次に、(3)、今年度事情により除染に取り組めなかった圃場については、来年度も引き続き取り組むべきと考えるが、当局の対応を伺うについてのご質問でございますが、現在、実施しております農地除染は、日常の農作物の安全性、安全な農作業の確保、生活環境等を考慮し、優先して除染を実施する必要がある農地を中心に、各農家の皆様のご理解とご協力により、個々の農家と契約を結び、実施したところでございます。今年実施していない農地で、来年の申請があった場合につきましては、内容等をご協議させていただき、必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

次に、(4)、確保した仮置き場の数と面積は、また決定した仮置き場の造成工事が遅れているが、今後の取り組みと実施計画について伺うについてのご質問でございますが、現時点で決まった仮置き場の箇所は7ヶ所で、面積は11万9,799平方メートルを確保したところでございます。また、造成工事につきましては、今月中旬には発注する手続きを進めておりまして、10月中の完成を目指し取り組んでいるところでございます。

次に、(5)、今後の具体的な住宅除染の取り組み方針と実施計画について伺うについてのご質問でございますが、町では、川俣町放射性物質除染計画に基づき、平成24年8月23日に共同企業体6社による指名競争入札により入札を実施し、本町の東側の5つの地区における除染業務の発注を行ったところでございます。具体的な住宅除染の取り組み方針として、環境省で作成した「除染関係ガイドライン」及び福島県で作成した「除染業務に係る技術指針」に基づき、除染を実施してまいる考えであります。除染については、除染前の放射線のモニタリング測定から着手し、個々の除染方法の策定、個々の同意を経たうえで、除染作業を実施し、その後、除染後の放射線量の測定を行うこととしておりまして、これらの業務を平成25年2月末までを工期としてお願いをしております。

次に、(6)、米の全袋検査実施に当たって具体的な段取りと取り組みについて伺うについてのご質問でございますが、全袋検査にかかる機器につきましては、川俣・

飯野営農経済センターに、平成24年9月28日ごろに導入される予定でありまして、2日程度で設置が完了いたします。この検査の内容等につきましては、平成24年9月18日に各農家の皆様を対象に、説明会を実施する予定となっております。その後の予定としましては、10月中旬より検査を始め、出荷米、自己米、縁故米を含む全ての米を約2か月間で検査を終了する予定で考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて再質させていただきます。先ほども申し上げましたけれども、まず、冒頭ですねやはり今、すべての町民の皆さんが一日も早く除染をやっていたらいい、3・11以前のふるさとと言いますか、環境を取り戻していただきたいと、これが一番の今、願いでありますので、本当に大変でしょうけれども、とにかく当局におかれましては、とにかく全力を挙げて、当面ですね除染に取り組んでいただきたいというふうに思う次第であります。

農地の除染については、先ほども答弁があったわけですが、全体で571ヘクタール、これ当然増えているんですが、もし分かれば、各地区ごとに、あと水田と畑、これどのような内訳になっているのか、571というのはいくつを合わせてでしょうからね。水田と畑の内訳面積、あるいは各地区で面積も増えておるので、もし分かれば、その辺まで質しておきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問でございますが、田、畑等々の各地ごとの面積ということでございますけれども、議員お質しのとおり、ここに書いてありますのは、面積といたしましては田畑を含めたものとなっておりますが、個別のちょっと田畑のやつのデータございませんけれども、今回お示ししました件数におきましては31件の増でございます。面積におきましては、544ヘクタールの、あっ失礼しました。27ヘクタールの増加でございます。全体の内訳といたしましては、田んぼが295ヘクタール、畑が296ヘクタールになっておりますが、もし、詳細はお時間いただければ、後程に提出させていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） あと各地区ごとの後ほどで結構でございますので、お知らせいただきたいと思っております。あとですねとにかく農地の除染について、途中で結構やらなきゃならないということで増えているわけですよね。ですので、今年もまだ9月でございますので、特に畑などについては、10月、11月、12月とですね雪降る前ぐらいは、当然、やる気のある契約をしてやりたいという農家があれば、積極的に受け付けて取り組んでいくべきだというふうに思いますが、その辺についての対応について、再度確認の意味も含めてお願ひします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 今後の取り組みについてのご質問でございますけれども、

あの時期的な問題、これからやる部分もありますので、当然、そういった技術面も含めまして、農家の方の希望に添って、適切に対応できるようにしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 農地の除染についてなんでございますけれども、これ申し上げるまでもなく、早い方は4月から取っているわけですから4か月、5か月经過しておるわけでございますよね。でありますので、置く場所によってはいろいろと大変な状況になっている人も、私が見る限りでは、当然草なども生えておりますので、これからどうせ集めるのでありますから、やはり私はこの前6月のときも申し上げただけけれども、やはりこれ基礎的データになるので、作付けするしない関わらずですよ特にこの野菜畑なんか今年は作らない人もあるわけだ。やっぱりそういう土壌なんかは、確実に検査を受けていただいた方が、私は良いと思うので、これから集めるわけですから、その辺も農家をお願いして、やはり土壌検査をすべてのというふうに言葉ではなりませんけれども、これどのくらい町としては数的には考えてるのか、まず、その辺伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問でございますけれども、土壌の検体数的な数だと思っておりますけれども、現在、契約しております畑が大体6,400筆ほどございます。1筆につき1検体という形で農家の方々に集まっていただいておりますので、その前後で大体推定はしておりますので、1回と2回分集めていただきますと前後ということで、大体1万2,800から1万4,000の間で検討しております。以上が検体数の数でございます。答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 土壌検査については何回も申し上げて大変あれなんですけれども、やはりこれから農家の皆さんに集める時期やなんかも明確になさるんでしょうから、やはり今年作付けしないところについても、土壌検査を是非検査をやるから出してほしいというようなことですね、私は取り組むべきであるというふうに思うんですよね。この最初の土壌検査を逃すと、あとではできないので、是非この辺しっかりと取り組んでもらいたい。その辺の対応について伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問でございますけれども、検体数、先ほど幅を持ちましたのは、今ご指摘のとおり、作付けしてやっていた作業やってもらったところの土壌は取っていただきますけれども、必要に応じてやってもらいたい部分を一緒に検体としては集まってくるという想定の下に幅を取らせていただいておりますので、元々説明のときにあったとおり、見てもらいたい部分を含めた形で検体数をお知らせしておりますので、その検体数の中には余裕を持たせております。ただ、すべての方のほうにやってもらいたい検体は全部入れてくださいというお知らせはしておきませんでしたけれども、上がってきた分に関しては、適切に

対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 仮置き場の方に進みたいと思いますが、例えば私のところなんかを見れば、まあ2ヶ所、小島地区の場合は仮置き場大体場所は決まっているんですが、当然、田代の方なんかについては財産区の山でございますので、これはすぐにでも造成工事に入るのかなと思っていたら、現場でさっぱり進まないの、皆さんから何をやっているのかなと。あともう1ヶ所は、ちょっと確かに15人くらいかな地権者も多いので、この辺についても契約はどのようになっているのか伺います。あと田代なんかについては、これ当然、すぐにでも私は造成できるのではないかなというふうに思っておるんですが、いつごろ造成着工の見通しになるのか。あと小綱木なんかもあれでしょう1人というふうに私お聞かせいただいておりますので、地権者も。小綱木なんかもすぐに取り組みめるのではないかなというふうに思うんですが、その辺の対応について伺います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、仮置き場の関係でございますが、先ほど町長の方が答弁申し上げましたが、今月中にまもなく工事の方の発注をしていきたいと考えております。また、先ほど議員の方から今、お話しありましたが、田代地区とか小島地区等については、仮置き場の発注状況に応じた部分ではありますけれども、さら地になっておりまして、そんなに時間等もかからない場所というのも大変多くなってございますので、その辺については間違いなく9月中に発注を行いまして、10月中には完成ができるということで考えております。また、小島の部分について、若干造成工事等々多い場合については、若干工期的な部分では少し伸びるのではないかなと予想はしておりますが、本格除染が始まるわけでありまして、それには十分間に合うような形で造成工事等々進めてまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） あのですねだから10月から除染に入るという、いわゆる新聞報道でも、大体町民の皆さんは10月からすぐ除染に入るんだべなと思っているわけだから、とにかくそれに間に合わせる仮置き場のこれ確保しないと、持っていくところがないのではね。今、福島市でやって大変問題になっているようだけれども、家の周りに置くような状況では、これでは私はしょうがないと思うので、これは一日も早くですよ私のところに限らず、着手できるところから仮置き場の造成をやって確保していただいて、早急とにかく除染にとりかかれるように進めていただきたい。うちの方は契約はどうなっているんですかね、これからですかね、今、答弁なかったの、再度。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

9月の中旬ということで申し上げましたが、一応9月18日の入札ということで、

今、段取りをさせていただいております、その後、着工という形にしていきたいと考えております。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は午後2時45分再開いたします。
(午後2時30分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。(午後2時45分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 先ほど8番菅野正彦議員の中で、カリ肥料に関しましては、前金の中に入っているかということでご質問ございまして、私入っていると申しましたけれども、大変申し訳ございません。入っておりませんので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 先ほどちょっと再確認の意味で、また、再度答弁をお願いしたいんですが、あの仮置き場のね私は地主との契約がどうなのかなということで聞いたんですけども、その辺なんか答弁になっていなかったのをお願いしたいと思っております。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

大変失礼いたしました。今、仮置き場7ヶ所ほど選定をさせていただいて、これから工事の発注というようなことでの進み具合をしているところであります。そのうち小島地区の1ヶ所につきましては、これは財産区ということでもあります。あと飯坂地区につきましては、国有林ということで、この2ヶ所については公の土地ということでの契約というようなことで進めているところであります。以外の5ヶ所につきましては、民地ということでございまして、それは皆さんとの話等も既に終わっておりまして、契約行為等については、締結をさせていただいているところであります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） あとですね仮置き場に運んでいきますよね。仮置き場に持っていったからのそれらの作業、管理も含めてどのようなことになるのか、その辺についてちょっと詳細にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場の管理状況等々であります。仮置き場の造成につきましては、これから発注をします。そのさら地の状態になった段階で、今、5地区の除染を発注しておりますが、その5企業体の方で仮置き場の部分の仕上げ並びに管理をしていただくという方向で考えております。以上で答弁いたします。

失礼しました。仮置き場に持っていった後の対応であります、これは仮置き場の設置方針等々でも皆様の方にもお知らせをしてるところであります、下の方に遮水槽等々を引きまして、それで水が漏れないような状況からまず造り上げまして、その上に保護槽、その上に仮置き場のトンバックと言われるところを並べまして、最終的にはまた、遮水シートで包んで保護をするということで、仮置き場の中には水等が入らないというような状況で造り上げる。あとお示しをしております表面のところでは、0.23マイクロシーベルトになるように遮蔽をしまして、放射能がそこから漏れない、出ないというような形で対応をするということで、今、考えているところであります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） そこまでお話し分かったんだけど、その作業はだれがやるのか、除染を請け負った業者がやるのか。その後の管理もあつぺした3年間のね。その辺についてもさっき聞いたつもりだったんだけど。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

その作業につきましては、今、発注しております5つの企業体さんの方で実施をするということであります。仮置き場の中にすべて汚染土壌等が収められた後については、別途ですねその仮置き場の管理というものをまた、契約等を行いながら、管理をずっとしていくというようなことで考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） いよいよあと住宅除染と言いますか、実施に入ると言うことでございますけれども、私6月にもねこれ質しております、今回やる5地域についてもほとんど郡部の方で、とにかく農家がほとんどでございます。結局裏山を皆背負っておるわけでございます。この度モデルということですよ、一番山木屋に近いところ、飯館に近いところの小綱木の犬柴地区をモデル地区としてやったわけですよ。これ7月にやったというふうに2か月経っておりますよね。で、この前もらった資料を見ますと、確かに線量は下がっている。半分以下にこういう実績の数字を私は見ておるんですけども、2か月経って今、現段階でどのようになっているのか。これは当然ですよ今後、検証したり、ずっとこのモニタリングを続けてですねやっていかなければ、特にモデルでやっておるわけですから、2か月経てばどのようになっているのか当然線量を測っておられると思うので、その辺についてまず、伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

モデルで先行除染を行ったところの部分でありますけれども、2か月経過をした後の線量調査というようなことで、今現在ではまだやってございません。今後、実施をして、どのような形になるかというようなことをですね実証的にはつかんでい

かなければならないと思っておりますが、今後、そういうところで実証的な部分で線量調査等を行ってまいりたいと思います。ただ、これにつきましては、前測ったところと同じところでももちろん測らなければならないということで理解をしてございます。あと何点かはですね実質的には測ってはおるんですけども、若干少し数値が上がったという状況は報告はいただいておりますけれども、すべての測ったところをもう一度実施をして、詳細な実証の部分で確かめてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 私も先日、このお宅を訪問しまして、藤原さんのところなんですけれども、家主さんもおったので、私も預かっております線量計ございますので測ってまいりました。作業前が1.50マイクロシーベルト、これ表面、あと50センチのところでは1.30、1メートルのところでは1.10、そして、作業後が0.54、表面でマイクロシーベルト、50センチのところでは0.66、0.70、1メートルのところでは、私が9月7日、午後3時ごろお邪魔をして測りました。主さんの了解も得て測ったんですが、0.569、表面で、高さ50センチのところでは0.792、1メートルのところでは0.72、そういうことで1メートルのところでは0.70に0.72ですから若干ちょっと上がっている。50センチのところでは0.792ですので、これもちょっと上がっているなど。表面のところでは0.569だったので、これも若干上がっている。これはまだ2か月ですので、まだ、なんとも言えないですけども、私再三6月に、やはり山をやらないと、私はまた戻るのではないかなというふうに心配している1人なんです。ですので、藤原さんところも裏の方を見させてもらったら、急な土手なんですよね。ですので、なんで20メートルまでやるわけだったのになんでやらなかったんだいと言ったら、土手が急でできないと。かなり高い土手なんだけど、私もこれでは無理かなと思った。それでもあれですよ、今年の5地区とは大体そういうところが多いんですよ。ですので、私は言っているのでありますので、なので裏側もなお測ってみました。裏側の東側の方では1.15マイクロシーベルト、西側は1.20。だから、当然高いんだよね。だから、どこの家でもそうなんだけれども、裏に行けば高い。そして、裏山を背負っている。だから、全部地べたもかなりその家はもちろん芝を張り直して、裏もずっときれいな土を入れ替えしてもらった。けども、そういう状況です。ただ、2か月だからまだ分かりませんよ。ですから、今後ですね半年、1年とやはり継続してこれはモニタリングをやってですね、本当に目標からまだ及ばないわけだからね、目標の0.23にはまだちょっともう一踏ん張り頑張らないとダメなので、やはりその辺を目標に近づけるような除染ですよ、今回、これ近づけなければならないわけだから、一番川俣では高いところをやっているわけだから、私も一発では大変かなと最初から思っていたので測ってきたんですけども、そういう結果です。ですから、やはり山をやらないと基本的には、後ろには杉とか松とか雑木だけれども、その山を見たらですねもう1軒の家は杉山がございました。ですので、根こそぎ切

っていなかったんですよね。だから、20メートルということは、これ答弁をお願いしたいんだけど、あれですか根こそぎ切ってもらいたいという要望でも、これ切れないんですか。枝打ちだけ現場ではやっていなかったんですけれども、その辺について私は当然根こそぎ切った方が、杉なんかは杉葉に一番セシウム付いているわけだから、効果が上がるのではないかなと私は思うんですよ。だから、20メートルなら20メートルについて、そういう要望があったら根こそぎ切ったら良いのではないかなと私は思ったので、あの現場を見たら枝打ちしかやっていない。その辺について。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、お質しの山林の除染等にかかるものでありますけれども、それをしっかりと検証しまして、低減に努めてまいりたいとまず、思っております。

もう1つは、その20メートルの山等について、全部伐採した方が良いのではないかというようなお話しでありましたけれども、ただ、全部伐採した場合ですね、大変山の崩れというか、そういうところも手当をしながらやらなければならない部分もあるのかなと思っております。それについては、今のところは全伐というよりも最低でも間伐はしていかなければならないと考えております。それにつきましても、やはり各々後山と言われます地形ですね、それについては大変各々違うのかなと思っております、現場をよく見させていただいてですね、現場の中でいろいろとお話しをさせていただいて、どこまで今のところ間伐なり伐採等ができるのか、そういうところも地主さんの方ともよく相談をして、除染の低減に努めるということとさせていただきたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 私もやはり当然0.23、年間1ミリシーベルト目標ですから、やはりこの大柴についてだって、それを目標にそれをやらなくては安心、安全に暮らせないわけだから、ですから、もちろん今、国の方では山林を絶対やらないとは言っていないですよね。基本的にやはり私は山もやっていかないと、だめなのではないかなと。だから、今、2か月だからこの数字だけれども、半年後、1年後どうなるかね、たぶん私は戻ってしまうのではないかなと心配している1人です。ですので、町長伺いますけれども、今後、やはり町として、山の山林をですね、今回は20メートルのところ住宅除染だからしょうがないけれども、やはり山の山林の、特に山木屋の皆さんは国直轄でやるんだけれども、山木屋の皆さんも言っているでしょう、農業できるような田んぼや畑にするのには、山までやらなければだめだと。大体现地に住んでいる者は、私も百姓だけれども分かるんですよね。山木屋でない下の方でもこういう状況なわけだから、当然、私はもちろん山木屋についても山林についても、下の方についても、やはり山林についてもきっちりやらせていかないと、1ミリシーベルトにはちょっと無理なんではないかなというふうに思っておりますので、今後ですよ、町長も町の方として国の方に積極的に山林の除染

について、働きかけも当然やっていかなければならないと思いますが、町長その辺について対応。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

山の除染でありますけれども、今回、住宅周辺の除染ということで、先ほど20メートルの話出ておりますけれども、これは前からそんな計画出されておりましたけれども、20メートルの範囲内で下がれば、それで良いと思っておりますけれども、それでも低減化が見られない場合には更に検証して、入った方もやるというような国の方針も示されておりますので、それを実際の除染の中で具体化をしていただくとともに話をしております。また、今、モデル事業の話もございましたが、川俣で2ヶ所やったんでありますけれども、これらも徹底したモデル事業で具体的に言えば、じゃ1ミリ以下に下げるのかいと。ただ、目標にありますように50%の低減図っていくというようなことでの今回やった経緯もあったわけですが、現地を見てみますと、すぐ後ろに杉山がありまして、杉山の元というか、そこもやっこくてですね、なんでこれできなかったのかなと、やっぱり切ってしまうと、ずうっと上にいくところの崩れる可能性があるんじゃないかということで、今回は枝打ちだけしたということでもありますから、今度あの地域も今年度の除染計画に入っておりますから、そのモデルを生かした中でですね今、課長申し上げたような間伐等も含めた中で対応していくような具体的な個々のことについてやっていかなくちゃなと思っています。ただ、モニタリングもこれから入っていきますから、そういった資料もしっかりと確認をしながら対策を立てて、線量の低減化に努めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 米の全袋の検査についてなんですけれども、今年はずよ米についてはもちろん出荷する米ももちろんですけれども、自分我が家で食べる米も人にあげる米も、すべての我が町の米について全袋検査であります。だから、私は、その辺を早く周知徹底しないと、米をコンバインで刈るんだから食べてしまうと思うんですよ。新米できたら早く食べたいというのが、農家の皆さんおいしい米早く食べたいなと思っているわけだから、その前にやはりとにかくすべての作付けされた米の農家の皆さんにやはり全袋検査をしてから食べてもらいたい。もちろん出荷もする、人にもあげる。その辺の周知徹底をどのように今、段取りをして徹底するつもりなのか、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問でございますけれども、全袋検査をするための周知ということでございますけれども、今日付けで基本的には各生産をなさっている、私らの方で分かっております農家の方には、郵送にてお知らせをいたしました。そのお知らせ文書には、附として近在の方でもし近くの方で今言ったとおり、供出とかなにかしてない、自家米だけを作っている方についてはお知らせをし

ていただきたいという内容を付け加えさせていただいております。あともう一つの方法といたしましては、14日の日に町の方で出します広報等、そちらの方にもそういった米の全域検査をやるというようなお知らせ等を入れてまいりまして、周知を図るという形で今、進んでおりますので、一応ご報告いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） それをですね。ぬかりなくしっかりと早急にやらないとだめなので、とにかくお願いしたいと思いますが、あとは全袋検査するには、私先ほど面積聞いたんですけれども、詳細にはちょっとあれなんです、相当な数になりますよね。だから、その辺これ半端な数でなく何万袋ね、300町歩だとして7俵ずつで2万1,000俵でしょう。30キロにしたらその倍だから、2万1,000袋のその倍の袋数になるということですから、これは4万何千袋という数になるわけですから、これを先ほど2か月でそれをやるという、確かに機械の能力はあるかもしれないけれども、これを山木屋以外のところの本当に点在しているところからこれを集めてですよ、これをだれが集めてくるのか、その辺の日程や段取り、どのようにして、これは今から本当にきっちりそのような計画を立てて段取りを打たないと混乱して、とてもどうにもなくなるのではないかなというふうに私は心配しておるので、その辺の今後の段取り、日程、だれがどのようにして集めてきて検査をしてくるのかについて伺います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 今後の全体検査に向けた体制づくりだと思いますけれども、米全体のまず、基本的に機械の能力でございますけれども、これは実際に使ったところで新聞等で報道されております。8時間で2,000袋でございます。1分間に直しますと、おおむね4袋から5袋できる計算になります。一応4袋という形で考えてまいりましたけれども、田んぼの面積、これのとらえ方でございますけれども、産業課としては農振会を通しまして田んぼの面積というものを稲の作付けをなさったやつを想定してございます。これが215ヘクタールくらいにはなります。10アール当たりの換算にいたしまして460キロ、計算いたしますと3万3,000袋でございます。これを単純に機械の能力1分間に4袋で割っていきますと、1日8時間動いたとして17日かかりますけれども、余裕を見て1か月前後で終わると思いますけれども、ただ、問題なのは先ほど議員ご指摘のとおり、物を集めてきてそこに持ってくるのが、一番重要だと思っております。それに関しましては、今、私らの方で考えておりますのは、配送の専門のところをお願いするのが、一番合理的でかつ2か月という期間で、これよりも増える可能性もあるわけですので、そういったものの対応策はそれが一番かと思っておりますので、ただいまそういうふうな専門配送業者に人、車、そういうのを張り付けていただきまして、各農家から集配できないかという形で県と協議をしておりますので、それをなるべく近いうちに結論を出したいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 私一番心配しているのは、今、農家の皆さんもとにかく米作っている人はですよ当然高齢化もしている、トラックも持っていないので、自分では到底これ運べないので、ただいま答弁にあったように農協さんに頼むのか、どっかの業者に頼むのか分からないけれども、きちっとその辺本当に責任を持って、あと収穫の時期も違いますから、だから、その辺も考慮に入れて、大変私も難しいのではないかなというふうに思うんですが、やはりその辺今から段取りよく現況を見ながら本当に計画を立てて、農家の消費者の期待に応えられるような段取りで進めてやっていただきたいと強く思う次第であります。その辺について再度取り組みについて答弁をお願いします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問でございますけれども、執行体制をきちと固めて、早期に円滑にしないと遅れてしまうということでございますが、確かに同僚等も遅れておりますので誠に申し訳なく思っておりますので、今後、そういうことのないようにこの米の全袋検査に向けましては、今言ったとおりに配送業者等の検討をきちとやりながら円滑にできますように段取りと計画を組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あとですねこれ検査してみなければ分からないんですが、万が一100ベクレル以上絶対出ないとは言われぬですよ。ですので、万が一出た場合の対応、どのような具体的な対応になるのか。

あとですね、やはりくず米って出るんですよ。すべて良い米ではない。くず米も出る。くず米だって食べている人もいます。だから、くず米、いわゆるその辺についての取り扱いも、当然私は検査しなければならないのではないかなというふうに思うんですが、その辺のくず米やなんかの対応はどのような対応になるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） くず米ということでございますけれども、作業手順といたしましては、30キログラムの袋の方に入れていただいて、それで機械に乗せて検査をするという形になりますので、そのような形で出していただくような条件で全体をやっていくというような進め方にしていきたいと思っております。

なお、100ベクレルを超えるものに関しましては、その検査当時にきちとシールを貼って、袋できちと管理をいたしますので、当然、出た物に関しては、その生産者の米に関しては、全部県の方で改めてきちと確認をするという形で段取りをしております。一応そういうことですので。その後はまだ確定はしていませんけれども、当然、飯米に回さないような形で県の方と協議していくしかないと思っておりますので、その生産者の米に関して、改めて全部やって、安全の確認をしないものは市販されないという体制づくりをやっていくようにします。以上でございます。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 当然100ベクレル以上になれば、これは政府の方に買い上げてもらうという当初の町長の取り組むときの話だったですよ。だから、当然私はそのようになるかなと思いますが、まあとにかくこれ収穫時期にはなっていておきますので、春の段階で遅れたんだけど、今の段階では平年より進んでいるくらいの状況になっておきますので、本当に今月でありますので、スピード感を持ってですよ、ずっと議論してきた中身について段取りを打ってもらって、ぬかりなくしっかりととにかく全袋検査やっていたきたい。最後にそのことを要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（新関善三君） 次に、1番議員 村上源吉君の登壇を求めます。

村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 1番議員の村上源吉です。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以来、1年6ヶ月になりますが、いまだ収束の見通しが立たない状況下において、当町の復旧、復興の兆しが見えてこない。放射能による汚染が大きく影響しているものと思われま。川俣町民の安心、安全を考えたときに、早急に放射性物質の除去、除染を進めなければ、川俣町の復旧、復興はあり得ないものと考えます。町当局の現在、今後の取り組みについて伺います。

大項目1つ、川俣町居住地除染の仮置き場についてでございます。細部1点目、いつ発注するのか。2点目、汚染土等を収納するフレコンの耐用年数について。細部3点、仮置き場に何年置くのか。

大項目2点目、川俣シャモ飼育屋外運動場の除染について、6月議会において、産業課で行うことの答弁でしたが、その進捗の状況は。

大項目3点目、山木屋地区民のアンケート調査について、調査結果を踏まえての町の対応策は。

4点目、山木屋地区のイノシシ駆除についての町の取り組みについてでございます。以上大項目4点、細部3点について伺います。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員の質問にご答弁をいたします。

はじめに、1点目の川俣町居住地除染の仮置き場についての（1）、いつ発注するのかについてのご質問でございますが、先の13番 石河清議員に答弁いたしましたとおり、仮置き場の造成工事につきましては、今月中旬には発注をする予定となっております。10月中の完成を目指し取り組んでいるところでございます。

次に、（2）、汚染土等を収納するフレコンの耐用年数についてのご質問でございますが、今回、町の除染業務にかかるフレキシブルコンテナにつきましては、川俣町除染対策業務委託仕様書において、5年程度の耐久性があるものと定めており、5年程度の耐用年数になるものが使用されることになるものと考えております。なお、当該仕様書には耐用年数に加え、耐水性を兼ねかつ吊上げ仕様で1,000キログラムの重量の物質が収納可能なものとするところについても、定めているところ

でございます。

次に、(3)、仮置場に何年置くのかについてのご質問でございますが、平成24年1月26日に環境省から発表された「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」によりますと、市町村が設置する仮置場については、3年となっており、当該期間になると考えております。

次に、2点目の川俣シャモ飼育屋外運動場の除染についての、6月議会では産業課で除染するとの答弁だったが、その進捗状況はについてのご質問でございますが、これまで、県、町、川俣シャモファーム、川俣シャモ振興会、川俣町農業振興公社等の関係団体で除染作業について協議を重ねてまいりましたが、生産者が望む運動場以外の広い範囲までを除染することは難しい状況であったため、その代替策としまして、屋内運動場として簡易的、パイプハウスのような整備の要望が出されたところであります。現在は、この要望に沿って県等の関係機関と協議を進めておりますが、早急に実現できるよう努めてまいる考えであります。

次に、3点目、山木屋地区民のアンケート調査についての調査結果を踏まえての町の対応策はについてのご質問でございますが、山木屋地区のアンケート調査につきましては、8月9日に15歳以上の方1,114名を対象に、8月25日を提出期限とし実施したところであります。8月25日時点での集計結果は、回答者833人、74.78%の回答率でございました。調査結果につきましては、自由記載の分類も含めて、クロス集計などが9月20日過ぎまでにはまとまる予定でありまして、その後、詳細な分析を行い、10月上旬ごろには報告書の素案ができあがる見込みであります。調査の詳細な分析を踏まえ、避難生活の支援、復興に向けた取り組みについて進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の山木屋地区のイノシシ駆除についての山木屋地区のイノシシ駆除に対する町の取り組みはについてのご質問でございますが、ご承知のとおり、山木屋地区は計画的避難区域に指定されており、原則として立ち入りは制限をされております。また、実証試験等を除き、作物は栽培しておりませんので、イノシシの増加による作物の被害ではなく、農業施設に対する被害が頻発しているとの報告を受けているのが現状であります。その対策としましては、県等の関係機関と川俣町及び駆除隊と被害者が連携を図り、具体的な対応策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 細部について何点か質問させていただきます。

仮置き場に何年置くかということで、3年ということなんですが、これはいつを起算日として3年とするのかですが、その辺いつを起算日とするんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場の3年と言われる起算であります。平成24年度ということですので考えてございます。以上で答弁といたします。もちろんこれから本格除染があるわけであ

りますから、本年度の10月から本格除染に入るだろうと、今、考えておりまして、とりまとめとしては、12月にはおおむね今の予定では年内にある程度すべて運び込むという考えでございます。そうしますと、運び込んだ後、本年度12月には、仮置き場としての管理というのが、新しくできるのかなと思っております。そういう意味では、今年の12月という形になりますけれども、その中間のロードマップと言われている部分については、平成27年の1月から中間貯蔵施設の搬入というような形では国では申し上げておりまして、そういう部分での3年という形で考えているところであります。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） その3年目標を是非達成していただきたいと思うんですが、さて、そこで一番問題なのは、年間1ミリシーベルトまで下げるといことがこれ原則になっているわけですが、再度除染した場合に、その部分は延長されていくんですが、その際であっても、今言った24年の10月から仮置き場に、そういった起算日の考えでよろしいですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

除染後の部分の失礼しました。モニタリングこれから行うわけでありましてけれども、モニタリングを行って除染をして結果が出て、その部分からの起算という考えでございましたけれども、そういう内容でよろしかったんですか。あつすみません。後からそういう線量が増えた場合等のお話し等も踏まえまして、あくまでも今のところは長期的な目標ということで1ミリシーベルト、これは平成27年度を目標とするという形にしてございますので、町としては、平成27年度が1ミリシーベルトになるというようなことでの目標で今、除染をするということでの除染計画に基づいて、実施をしていきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 今までの山木屋の実証実験並びに川俣町のモデル除染、こういったもののデータを見ましても、まず、とりあえずは半減させるということが大前提ということなんですが、今年度5地区、5ブロックですか、来年度あと残りのブロックも除染するわけなんですが、そうした場合に今年度やったブロック、これは27年度まで25年、26年も継続して除染する考えでよろしいですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

その除染の中身であります。町では重点期間ということで、平成24年、25年度でまず、実施をします。それで24年度実施したもの等につきましては、実施後、モニタリング調査をして、どの程度まで低減されたのかということで確認をして、それで26年度ですね、24年度、25年度が重点期間でありますので、26年度に再度1ミリシーベルトになっていないものについては、環境省と相談をして、今までの同じ手法であれば低減はされないと理解をしておりますので、そういう部

分につきましては現地調査をいたしまして、どの部分が一番線量が高いとか部分かということを確認をして、その部分の除染ということで再度除染を行うという方向で今、考えているところであります。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 単年度では下がらないというものは、もう覚悟は決まっているようなんですが、第2回目では下げるといふことかもしれないんですが、それでも下がらなければ、更に継続する。そうした場合に、逆に言うと、仮置き場に置く今度は3年という仮置き場に置く期間の方もずれてくるわけなんですね。その辺は再度下がるまで延長する考えですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

その仮置き場の話でございますが、仮置き場については国の方で中間貯蔵施設ができるということでございます。それに伴いまして、中間貯蔵施設ができれば、その間ですね、その後ですね、それは仮置き場に持ってくるのではなくて、中間貯蔵施設に直接搬入をするというような手法になると考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 国の中間貯蔵施設が一日も早くできて、川俣町の仮置き場の汚染土がなくなるように祈っていますが、生活圏の年間1ミリシーベルトまで下げるといふことには最大限の努力をしてもらいたいと、そう思います。

続きまして、川俣シャモ飼育屋外運動場の除染についてなんですが、まず、振興公社等の報告では、かなり販売の実績が元に戻ってきたということなんですが、実際、シャモ農家は屋外運動場がないために、あったときの数より1坪当たり20羽が屋外運動場あった場合の数が1坪当たり20羽。ところが、屋外運動場がないために、14羽から12羽に落としているんですね。12羽から14羽に。そうした場合に、これは生産農家のはっきり言ったら3割から4割の減収なんですよ。結局東電の放射能の問題は当然ありますが、やはり町としての屋外運動場の除染とか、そういったものの手遅れが、更に農家の減収につながると思うんですが、その辺の考えをお聞きしておきたいと思いますが、町としてはその辺の減収がただ単に東電の放射能の問題だけで片づけるのか、町の対応が遅れた場合の責任はどうなるのか、その辺をお伺いしたいです。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいま減収に伴います町の対応ということでございますけれども、確かにご指摘どおりでございます。飼育頭数の減少、あるいはシャモ自体の運動不足等によります肉質の低下等とも言われております。現在、そういったものに関しましては、シャモファーム、あとは振興公社等々と相談しながら、町としても進めておりますけれども、基本的に除染の遅れたことに対しては、私の方で大変お詫び申し上げますけれども、農家さんのご意向といたしましては、当面、そ

の生産量を上げていただくために、やはり屋外運動場というものの整備を優先していただきたいということで答弁していただきましたとおり、屋外の方に簡易的なハウスのものを求めて、なんとか飼育の頭数と肉質等を上げるための運動をさせるような整備をしてくださいという方向に進んでおりまして、今言いましたとおり、損失的なものは協議の中で補っていくというような形で進めさせていただいておりますので、なにぶんご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 屋内運動場というもののパイプハウスで増設要望が出されたということなのですが、結局今飼っている飼育施設のほかにもう1棟建てないと、その運動場ができないということで理解してよろしいですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） そのようなご理解で大丈夫でございます。屋内運動場と今言いましたのは、建物と別にパイプハウスを造る屋内運動場ということでございまして、屋根のない屋外運動場とちょっと区別をいたしまして、屋内で飼えるようなパイプハウスの施設を新たに増設するという考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 要するに私が考えていたとおりで、今建っている建物のわきにもう1棟パイプハウスを建てるということですよ。そうしたら、二重の費用も、これ個人負担ですよ。私も何軒か見て歩いていますが、現在、パイプハウス等建物に入って、そのわきが運動場、その運動場を除染してくれと。除染できないからとパイプハウスを増設するというのは、やっぱりその土の部分を除染して、更にだつたらば、常に土突つくからとみんなはっきり言ったらば、路盤改良と同じセメント処理して、今、固めてやっているんですよ。私も行って見てきましたけども。そしたらば、新たなパイプハウスも設備投資まで負担しなきゃならないんですよ。そうした場合に、やはり除染が当然ね東電の原発事故が1つの原因ですが、やはりそういった手当が遅れるということは、やっぱり当局の除染体制とか、そういったもののなんと言うんですか遅れがやっぱり相当個人に負担が重くのしかかってくると思うんですが、その辺もう少し町としても、そういった場合の補助対象とか組み込めるのかどうか、その辺までちょっとお聞きしておきたいです。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大変私の方の説明不足で申し訳ございません。私先ほど申しました屋内のパイプハウスの運動場と言いますのは、仕組みといたしましては、町の方で今現在、県の担い手課というところで協議を進めております。そちらの方から県を通しまして復興局の方にお願ひする補助体制で造るということでございます。パイプハウスの設置の手法といたしましては、川俣町が事業主体で設置をして、農家の方々にお貸しをするという形になります。先ほど除染の話ありましたけれども、土に関しまして

は土間コンクリート等で、その上にパイプハウスを造るという考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 県の補助で川俣町が事業主体、あとは貸し出し、そういうことになっても、やはり個人負担が発生するのではないかなど。まるっきり無償ではないと思いますが、その辺どの程度の貸し出しが、個人負担が1割の貸出料で負担するのか、それとも3割なのか、まあ個人負担が当然出てくると思うんですが、その辺の負担はどの程度と考えているのかお伺いしておきます。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問にお答えいたします。

この制度はですね、あくまでも町の方で設備等も整えるという形での貸し出しでして、使用料というのは基本的に取りませんので、今段階で増設する分についての負担はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そういった制度が早急に凶られまして、シャモ農家が次々と元の生産量に農家自体が、振興公社が今まで売れなかったがな売れたから元に戻ったなどということではなくて、生産農家が本当に元に戻ったという体制ができるように早く手当をお願いします。

それから次ですが、山木屋地区民のアンケート調査についてなんですが、このアンケート調査をまとめた後に川俣町の復興計画会議とか、あとはコミュニティ会議、そういった会議等、何回開催されたかお聞きします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

山木屋地区のアンケート調査であります、町長答弁申し上げましたとおりですね、10月の下旬ごろには報告書というような形での素案が挙がってまいる予定になってございます。それをもってですね、地域の山木屋の方々とも相談をしたり、議会の方ともご相談をさせていただきまして、今後の山木屋地区の避難生活の支援、または復興に向けた取り組みというものについてはいろいろと相談をさせていただいて、いろいろなご要望等もいただきながら、いろいろとそのアンケート調査の活用を図ってまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 報告書うんぬんでなくて、復興会議とかコミュニティうんぬん組織を作っておりますが、そういった会議が、このアンケート調査をこの前もらったんですが、その後に開催されているんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問ですが、復興会議につきましては、これから開催するような予定で計画を組んでいきたいと考えております。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

- 1番（村上源吉君） スマートコミュニティについては、行いましたか。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、スマートコミュニティの関係につきましても、今後の中で復興会議を開催してまいりたいと考えております。
- 議長（新関善三君） 村上源吉君。
- 1番（村上源吉君） 要するに両方ともやっていないということによろしいかと思うんですが、ただ、10月の上旬ころ報告書の素案というものは、これだれが出してくるんですか。
- 議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。
- 原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。
 今回、山木屋地区のアンケート調査につきましては、山木屋自治会の方、あとは川俣町ということで連名でアンケート調査の実施をさせていただきました。今現在、このアンケート調査の結果について、いろいろと詳細についての調査等々については復興庁の方に送付をさせていただいております、その復興庁の方で今、アンケート調査をしているということでありまして、復興庁の委託先という形になりますけれども、これについては株式会社日本リサーチセンターというところが、今現在、調査、分析等々をしているところでありまして、復興の方から10月の上旬には素案という形で挙がってくるということでございます。以上で答弁といたします。
- 議長（新関善三君） 村上源吉君。
- 1番（村上源吉君） これ川俣町が連名でやって、自治会と山木屋の地区の方々等うんぬんで川俣町も当然入っているわけなんです、だれかが作ってよこすような文書に書かれているのね。そうなるような見込みでございますなんて。これでは話にならないのね。それで、復興庁のご意見を聞くうんぬんよりも、復興庁ではグランドデザインを示してきたんですか。復興庁はグランドデザインを示さない限り、いろんなものを進めませんという議会に来てちょっと話した経緯があるんですが。
- 議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。
- 原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。
 復興庁の方でグランドデザインを示したのかということでございますけれども、国全般のグランドデザインというような形では発表になっているところでありますけれども、今、町又は地区の方で山木屋地区の方が求めているのは、トータル的なプラン、トータルプランというような形で話をさせていただきましたが、そのような形で出すということになっております。また、復興庁の方からは、そういう提示は今のところはございません。以上で答弁といたします。
- 議長（新関善三君） 村上源吉君。
- 1番（村上源吉君） アンケート調査でこういったとりまとめの文言も入っているわけなんですよねこれね。暮らしの確保から新たな宅地の確保、いろんながなで書かれてまとまっているんですが、そんな中で今度はアンケートの中で、避難生活今の

状態でがまんでできるのが3年だという状況。あとはこういった場合にはどうしたい、限度3年を超えたらどうしたいと、そしたら移住を希望すると。一番多いですねこれね。こういった数字とあとはこちらに書いた内容を見るといろいろと入っているわけなんです、こういったただ単純に数字とかこういった項目を書き出したやつがあってですよ、なぜ早急にですよもっとなんというのかタイムリーというのか、いろんな素案を作れないのか、その辺。報告書を待ってうんぬんよりも、やはりいろんな山木屋の避難している方々がいろんな考えを持っているわけですね。町内に移住、町外、県外、いろんな方々がいるわけですよ。そうした場合に、やはりいろんな選択肢の持てるようながなを早くやはり当局ではとりまとめていかないと、もう1年半ですよ。来年の3月くると震災から丸々2年。3年と言うと、その先実際、何も手をつけないまま3年になる可能性があるんですよ。こうやって去年から除染やらなきゃならない、除染やらなきゃならないと去年の通学路のモデル除染から丸々1年ですからね。去年の9月以降やって、だから、その辺のもう少し早めのだれかさんが報告書持ってくるのではなくて、その辺のとりまとめを私は当局の方でももう少し急いでもらいたい。その辺もっとスピーディにとりまとめる考えはございますか。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は午後4時再開いたします。
(午後3時46分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。 (午後4時00分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員の質問に答弁をいたします。

アンケートの内容等、これから精査をしてですね具体的にまた、懇談会等開催しているわけでありましたが、質問にありますように、いろんな選択肢が出されているわけでありましたが、そういった関連性をそれぞれ整理をしながらまとめて、我々もこの住民の皆さんの帰還に向けた選択肢というものを最大限考えながら、今後の対応に取り組んでいかなきゃならないと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 議会でもいろいろ復興とかいろんな営農団地とか、毎回出しておるわけなんです、そういった議会でも要望やいろんながな出して、国の対応の方も早く出せば、国の費用で100%やるよという営農団地関係もいろんながなが議会の方も動いていたわけなんです、やはりその辺ねもう少し早く対応しないと、山木屋の方々が避難して限度の3年という、そういった心情を踏まえれば、その3年を必ず3年待たなきゃならないということではないんですよ。だから、そういったがなを踏まえれば、まだまだ今まで議会を通した西部工業団地やら営農団地やらいろんながながあるわけなので、そういったものを少しでも計画に載せてやる考

えは、当局ではないのでしょうか、その辺伺っておきます。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば復興事業の中で国の交付金事業であれば、大きなものが復興交付金であろうかと思えますけども、そういった事業の活用を例えばどのように工業団地も含めてすれば、どういう計画を出してもってすれば、どのような活用ができるかということを含めて、復興庁の方とも数回となく今、打ち合わせをしている段階でございますが、まだ、明確な結論が出ていない状況でございます。今後においても、復興庁ともよく協議をしながら、なるべく多くの事業該当するようなことで取り組みを進めてまいりたいと、現段階では考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 前にも営農団地の場合には、農用地開発ということで計画さえ出せば、いろんな助言等々で予算措置をしますよという多数の国会議員の方々のアドバイスも受けて議会でも通しているわけなんですよ。そういったがながいまだかつて目に見えた計画がなされない。そして、ましてや復興庁はランドデザインを示した後にうんぬんかんぬんということで、なかなかたぶん出てこないと思うんですが、その辺もう少し総合的に議会で議決したやつとか、そういったやつをもう少し整理して計画に載せることが可能と思われるんですが、その辺やる考えだけはあるのか、それとも今現在、やらないというのか、その辺だけもう1回お聞きしておきます。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えばいろんな具体的なお話しがございましたけれども、それぞれの事業を進めるにあたって様々な課題というものも予想されますので、そういった課題を整理しながら、どういう段階でこういったところに協議をしていけば、この事業として例えば採択されたり、有効な活用ができるかということをも十分協議、検討しながら、今後の中で進めることも含めて考えてまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 6月の議会でも私もお聞きしたんですが、営農団地の造成うんぬんということで、この際の答弁では、山木屋地区の方々からはそういった要望がないという答弁があったわけなんです。今回のアンケートでは当然いろんな家族みんなが揃って生活できて、更に、自家野菜を作りたいという方が多く出ているわけなんですよ。だったら、そういったがなの遊休農地の整備とか、そういった計画を出したんですか。はっきり言って私農業委員やっていて、遊休農地の場所等はある程度知っていますが、一番便利が悪いから遊休農地になっているんですよ。それを利用するって答弁しているわけですよ。そうしたら、大々的な営農団地ができない。だったら、じゃ短期間で遊休農地はできる。道もない、水道も入って

いない、そういったライフラインの整備まで、その便利の悪い遊休農地の当局では計画を作ったんですか。それを示してください。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員の質問に答弁をいたします。

今のアンケートの中から基づいた要望等について、選択肢をもってやっていくんだというようなことについての答弁を申し上げたんでありますけれども、山木屋の皆さん方がこれからのアンケートをまとめて、懇談会の中でいろんなことについての状況の把握がしっかりできてくるようになっていっていると思っています。具体的には戻って農業をやるんだと、早く戻りたいと。とにかくそのためには除染もやらなくちゃなりませんし、見直しも含めた、補償賠償も含めたいろんな課題があるわけでありますから、そういったもの話し合いもずうっと詰めてですね、今後の帰還に向けた取り組みはしなくちゃならないと思っておりますが、その前段としてのこの意向については、今ありますようなことも踏まえて、しっかりとこれは把握する必要があると思っております。現時点でも農業をそちらの方の遊休地を活用して、農業再生に当たっている方もおりますし、まだできないという方もおりますので、そういった面においては国の補助事業なり、いろんな今回、復興資金も使ってですね本人の負担がないようにやっぱりやっていかなければなりませんので、負担を求めてまでということについてのことを我々が強いるわけにはまいりませんので、そういった財源措置もしっかりと確保するためにも、今取り組んでいるところでございますが、もっとスピード感をもってやれというような趣旨だと思っておりますので、我々もそういったものについては十分気を使ってやっていく。そのためにも山木屋の皆さん方々とこのアンケートについてしっかりととりまとめをして、また、懇談会をしっかりと進めていきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） それではちょっと質問の方向を変えます。復興会議、再生エネルギー、スマートコミュニティ、いろんな会議が今後の開催だということなんですが、今現在、山木屋の方で国の方がごみの減容化試験うんぬんということで、なんか木質チップのいろんな機械設置うんぬんという、こういったがなが山木屋の一部の人たちに説明あって、地権者とは話がまとまりつつあるというんですが、これ当局の方でご存じですか。

○議長（新関善三君） 災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

ごみの減容化というお話ではありますが、今現在、農地除染ということで、農林水産省の方で10ヘクタールほど、2ヶ所で10ヘクタールですね、まあ実施をしております。その関連で燃えるもの、木とか草ですね、それを減容化することでの事業、農林水産省の事業で今、展開をするということで、甲2区の方の場所になりますが、そちらで実証試験を行うということで、地権者並びに山木屋の方々にもお話しをさせていただいて了解をいただいて、実証試験を行うという方向

で今、進んでいるところであります。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） このペレット化するやつの工程表を見させてもらうと、今年の9月から来年の3月まで、これが終われば、川俣の方にこの機械を下げるという話も聞こえているんですが、その辺の話は当局の方ではご存じですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

そのペレット化の事業でございますけれども、これについては24年度の事業で行うということでございますので、来年の3月で事業が終わるということで、3月には撤去するという方向になってございます。今のところそれを下の方に持って行って、下の方というところですね、こちらの方で減容化するのかという話については、今のところ未定でございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 質問者に申し上げます。

これ通告外になりますので、方向を修正してください。村上源吉君。

○1番（村上源吉君） まあアンケート調査うんぬんのがなから始まっているんですが、これについて質問してはいけないんですか。

○議長（新関善三君） あの通告されていますアンケート調査についてというふうな中身で答弁をしているわけでございますので、米の減量化について（不規則発言あり）質問を続けます。企画財政課長。

○議長（新関善三君） 再度続けます。村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そういった国でやるから町当局が知らないというようなことでなくて、やはり国がやっているからと言っても、やはり川俣の避難している地区と言えども、川俣町の土地であって、その中で行われることに、町当局が関心を持たないということがすごくこう私は不安なんですよね。だから、山木屋でやっている試験除染から今回のモデル除染から仮々置き場とか、そういったがなの進め方もやはり山木屋の地区は国で除染するから全然川俣町が関係ないんだという話では、今後の質問もかなりおかしくなっていくんですが。続きまして、4番目の山木屋地区の有害駆除、イノシシの駆除の対策についてでございます。今現在、国で除染しているために、農作物は作っていないと。だから、被害がないから有害駆除のうんぬんにはならないと。確かにそれはそのとおりでございます。ただ、今後ですね今、環境省でやっているわけですから、この前も絶滅危惧種とか、そういったがなの調査関係をやっているのは環境省なんですよね。そうした場合に山木屋とか飯舘、避難区域、そういったところは野生の王国なんですよね。はっきり言って。何の天敵もない状態にいるわけですから。そうした野生の王国そのままにしておいた場合、やはり生態系のバランスがすごく崩れると思うんですよ。その場合、近隣する飯舘村、山木屋地区が避難していると、その近隣する小島から小綱木、大綱木の方までたぶんかかると思うんですが、そういった方へのイノシシとか猿の頭数が増えれば増えるほど、分家がするものですから進出してくるわけなんです。そうした場合

に、川俣町としては、やはり県から移譲されていて、避難区域だから有害駆除ができない。だったら、環境省に強くですね生態系のバランスが崩れる。徹底的に調査して駆除をしてくれと言う申し入れをすべきと思うんですが、当局の考えを伺います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの議員のご質問に答弁申し上げます。

まず、駆除しないということではなくて、山木屋地区には答弁の方にも説明いたしましたけれども、当然農業施設の作物が作られていないのだから、農業施設等、そういったものの被害は報告を受けておりますので、そういうものに対する当然対策は進めていきたいと思えます。これは当然町、県も含めまして駆除隊及び被害者等と連携を図りながらやってまいりたいと思えます。

次でございますが、そういった周りの近隣も含めて非常に大きな形で生態系の変化があるということのご質問でございますが、これに関しましてもご指摘のとおりでございますので、今、町としましても広域的なこういった鳥獣関係の有害長寿が増えているという現況を県の方にちゃんとご説明し、やはりこういったものの内容調査等を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 県の方に聞きますと、有害駆除のある程度の猿は県知事、イノシシは町長、そういったことで権限移譲されているから、そっちは徹底的に環境省と交渉をまず、町でやるべきではないかということで話も伺っているわけなんです、やはり一番は鳥獣の保護とかいろんながなをやっているのは環境省なんですよ。その環境省が今現在、避難区域等の除染のメインの省庁だと思うんですよ。だとしたら、そこの環境省に徹底して抗議すべきだと思うんですが、その環境省に直に駆除等も含めてやってもらえるような要望は、する考えはございませんか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご答弁申し上げます。

環境省等へのこういった広域的なものの駆除体制を要望ということでございますが、まず、町といたしましても確かに近隣町村におきまして、不在のところが多いことが確かでございますし、こういった動物関係がどのような形で今、増えてきているかというようなやはりそういった調査を含め、かつそういったものの有効な駆除方法があれば、それを町としても要望していくと先ほども言いましたけれども、まず、当面は環境省扱いなのか、どこの担当なのか部署なのかということもきちっと県の方と協議を進めてまいりまして、段階を追って、そういったものの対策をとってまいりたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） まずは川俣町の復旧、復興にはいろんな条件等が絡んでまいりますが、有害駆除に対しては山木屋の地区民が帰ったときに、野生の王国に帰れと

ははっきり言って言えませんよ。今までよりも3倍もイノシシ、猿が増えたところに、山木屋の地区民に帰還すると、そういった方々がいた場合に、やはりその生態系のバランスの良い、人間の方が有利な状況を作ってやるのが、やっぱり当局の仕事だと思うんですが、最後にそのことを町長にお伺いします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員の質問に答弁いたします。

有害鳥獣の件でありますけれども、山木屋の皆さんからも私の方にもとにかく何とかしてくれという意見があります。とにかくここは避難区域なんだから、そういったことをやってはだめだというような意見からいろいろな地元の声もあるんでありますけれども、ただ、私は戻ってですね農業再生をやるときに、畑がガチャガチャになっていては、皆さんも意欲を無くしてしまうんじゃないかというような思いであります。ですから、今、お話しありましたけれども、権限は町の方にイノシシについては出ているわけでありまして。しかし、その避難区域ということで県の方とも協議をしているところなんであります。これ川俣だけの問題じゃなくて隣とかもございますから、今、お話しありましたように、環境省として除染も含めた中で自然の生態系を守ることも言えば、言われるとおりのこともあると私も思っておりますので、早急にですねこの件については環境省の方にも話をしながら、有害鳥獣の対応、対策について、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 今の状況を早く打開して、川俣町が復旧、復興できるように、当局も大変忙しいとは思いますが、その取り組みに万全を期していただきたいと思っております。私の質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、3番議員 高橋真一郎君の登壇を求めます。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 3番 高橋真一郎でございます。あの震災、そして原発事故から本日で1年6ヶ月となりました。本町も原発事故の影響で山木屋地区避難から1年4ヶ月になろうとしております。帰宅に向けた除染も進まず、山木屋地区民の不満も日一日と高まってきています。不安解消に向けて、国へ更なる要望を強く求めていただきたいと思います。山木屋地区以外の方々も本当に安心かどうか不安と戦っています。農家も同様であります。除染も春先から進めて営農していますが、耕作放棄地が増えているのは確かです。そんな本町の農業の振興策、そして復興策を問いたいと思っております。

はじめに、農業の振興策を問うであります。1つ目、人家近くまで出没する猿、イノシシ等の鳥獣被害対策はでございます。2つ目、震災及び原子力事故後、農家に有利な補助事業があったと聞かすが、農家にどのように知らせたのか。3番目、山

林の除染をしなければ、農家は安心して営農できないが、山林の除染はどう進めるのか。4番目、米の全袋検査に向けた町の対応は。5番目、地産地消を進めてきた学校給食センターの地元産野菜の解禁は。

2つ目、庁舎建設についてであります。庁舎建設検討委員会の答申はまだではあるが、町長が思い描く庁舎とはどんなものか。

3番目、町の復興についてであります。1つ、近畿大学との協力関係はどこまで進んだのか。2つ目、フランス放射線防護原子力安全研究所は、除染対策、安全対策で何を支援すると言ってきたのかであります。

以上、3点、細部7点についてお伺いをいたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 3番 高橋真一郎議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、農業の振興策を問うの（1）、人家近くまで出没する猿、イノシシ等の鳥獣被害対策はについてのご質問でございますが、現在、川俣町の隣接町村において、原発事故による避難のため、広い範囲で立ち入りを制限されている地域になっており、こうした状況の下で、近年猿、イノシシ等の個体数が増加しているものと考えられます。議員のご指摘どおり、有害鳥獣の増加が農作物の被害増加に結びついているのは明白であり、当町だけでなく、近隣市町村の被害も増加していると伺っております。こうした状況を踏まえ、県の関係機関に対し、広域的な有害鳥獣対策と個体数の調査を要望するとともに、町としても捕獲隊の協力と連携強化を図りながら、有害鳥獣対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）、震災及び原子力事故後に農家に有利な補助事業があったと聞くが、農家にどのように知らせたのかについてのご質問でございますが、東日本大震災以後、様々な補助事業が創設、あるいは拡充されたものと思われませんが、議員お質しの有利な補助事業につきましては、関係機関に確認をいたしましたところ、JA伊達みらいで取り組んでおります「東日本大震災による原発事故に伴うJA伊達みらい農業振興支援事業」という事業であり、その内容は、園芸用パイプハウスの施設、増設に対する単独事業補助で、補助率が2分の1以内の支援事業となっております。今後、有利な補助事業を確認しながら、関係機関からの情報を収集し、適時的確に各農家に対しお知らせをし、補助事業の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、（3）、山林の除染はどう進めるのかについてのご質問でございますが、国では当面、日常生活圏の除染を優先することとしており、そのため現時点の山林の除染につきましては、住居周辺山林について生活圏としてとらえ、除染実施前の線量調査を行い、山林からの住宅への影響を考慮し、宅地の端から20メートル程度の範囲で落葉、枝葉等の除去等の除染を実施することとなっております。その他の山林については、今後、林野庁の知見を参考とし、環境省から除染方法が示されることとなっておりますので、ご理解願います。

次に、（4）、米の全袋検査に向けた町の対応はについてのご質問でございますが、

先に、13番 石河清議員の答弁と同じ内容であります。今月中に検査機器の設置、説明会の開催など、適切に対応してまいる考えであります。

次に、2番、庁舎建設についての庁舎建設検討委員会の答申はまだであるが、町長が思い描く庁舎とはどのようなものかについてのご質問でございますが、まず1つ目としましては、町民の安全、安心を守れる庁舎であるという点であります。本町においては、これまで幾度となく地震や豪雨、豪雪などの自然災害を経験しておりますが、行政として町民の生命、身体、財産を守るためには、これらの自然災害発生時においても、行政機能を維持するだけでなく、速やかに災害対策本部を立ち上げて機動的に対応できる機能や復旧作業等の指示、情報の収集、伝達機能等を発揮できる災害対策活動の中核としての機能を備えた庁舎であることが重要と考えます。特に、この度の大震災では、旧役場庁舎が災害対策の機能を発揮することができなかつた教訓を踏まえ、防災拠点としての機能を維持できる耐震性を備えた災害に強い庁舎は必須であると考えております。2つ目としましては、誰もが利用しやすい機能的な庁舎であるという点であります。役場庁舎には、子どもからお年寄り、障がいのある方や外国人など、多くの方々が日常的に訪れますので、この方々が不便や不安を感じることがないように、快適で安全に利用できる庁舎とすることが大切であると考えております。これは、庁舎の機能や設備などにユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れるとともに、窓口の適切な配置や機能の充実により、町民サービスの向上につなげてまいりたいと考えます。また、書類保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携に配慮された適切な執務空間が確保された働きやすい庁舎とし、行政サービスを的確に提供できるようにすることが必要であると考えております。3つ目は、町民に開かれた親しまれる庁舎とすることです。原子力災害からの復興や町政の進展のためには、行政への町民参画、町民と行政による協働のまちづくりが必要不可欠となります。そのためには、行政や議会に関する情報の提供が行える機能や町民が町政を身近に感じ、積極的に町政に関与していける協働の場の拠点となるスペースや日常的に町民が気軽に訪れ、町民同士が集い、交流できるような場所を設けることで、町民の拠り所となるような、町民に開かれた親しまれる庁舎であることが必要と考えております。4つ目は、環境にやさしい庁舎とすることです。地球環境に配慮し、環境負荷を低減した庁舎とするため、太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に活用した省資源、省エネルギーによる環境に配慮した庁舎とすることが必要と考えております。また、庁舎建設にあたっては、華美な設計や高価な仕様、材料は使用せず、機能性、効率性、合理性を重視した実質的な建物を目指すことも重要であると考えております。今後は、議員の皆様はもちろん、町民の皆様からご意見やご要望をいただく場を確保し、可能な限り設計に反映していくことで、行政と町民の意見、要望を集約した理想的な庁舎を実現してまいりたいと考えております。

次に、第3点目、町の復興についての(1)、近畿大学との協力関係はどこまで進んだのかについてのご質問でございますが、近畿大学につきましては、平成23

年6月21日に震災復興支援アドバイザーとして委嘱し、平成23年7月から主に積算線量を測る小型線量計「ガラスバッジ」をご提供いただき、幼稚園、保育園の園児や小中高生の子どもなど約1,700人に配付し、支援を得ているところでございます。また、測定結果につきましても、3ヶ月ごとにガラスバッジを集めて、近畿大学に結果分析を依頼し、学校などを通じて本人へ伝えるとともに、結果を踏まえた健康への影響などについて説明会を開催し、町の放射線対策に活用しているところでございます。これらガラスバッジに伴う支援につきましては、今後も継続することとして、現在も行っております。また、平成24年度からは、近畿大学学内の支援体制を大幅に拡充し、全学を挙げて本町の復興に取り組むため、「”オール近大”川俣町除染支援プロジェクト」を開始したところでございます。その第一歩といたしまして、原子力、医学、工学関連の理系、技術系分野のみならず、農業や観光による地場産業の振興、文化、教育の振興といった文系分野も含めた幅広い復興支援策、36件が近畿大学から提案されたところでございます。これらの提案につきましては、本町に合った提案について協力を依頼するため、政策調整会議を開催し、「環境の放射性セシウムに起因する体内・体外被ばく線量評価とメンタルヘルス」、「川俣町の復興に向けた法的政策的側面における支援」、「川俣町の園芸復興支援」など、14の提案を選択し、現在、担当課と近畿大学の先生方と協議する日程について、調整しているところでございます。

次に、川俣町の復興についての(2)、フランス放射線防護原子力安全研究所は、除染対策、安全対策で何を支援すると言ったのかについてのご質問でございますが、フランス放射線防護原子力安全研究所につきましては、原子力利用の研究を進める方法の再構築、規制当局への支援、社会経済的な利害関係者への情報や専門技術等の提供を行う専門機関として、世界の原子力利用の中心的役割を担っております。また、原子力利用に関する研究計画の遂行、放射線防護の訓練教育、原子力利用に関する放射線モニタリング、原子力情報の公開、原子力と放射線利用に関する技術支援、非常時の支援、技術相談、研究開発及び計測などの契約業務等を主な業務としている組織でございます。平成24年8月29日に、フランス放射線防護原子力安全研究所の放射性廃棄物の処理や管理を専門とする4名の研究者が来町いたしまして、除染方法、仮置場などにつきまして意見交換を行うとともに、山木屋地区の仮置場等を視察したところでございます。今後、どのような支援をしていただけるのかにつきましては、意見交換の内容や仮置場を視察した状況を踏まえ、持ち帰り検討したうえで回答したいとのことでございますので、現状が、そのような現状で今、進んでいることをご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、ご質問の第1点目、農業の振興策を問うの(5)、地産地消を進めてきた学校給食センターの地元産野菜の解禁はについてのご質問にご答弁を申し上げます。

学校給食における地元産品の導入につきましては、学校給食センターの設置が具

体化した時点におきまして、多くの議員の皆様より地産地消の観点から、その積極的な導入が必要とのご意見をいただいたところであります。町教育委員会はこのことを受けまして、学校給食への地元産品の導入をいち早く決定し、新ふくしま農業協同組合並びに町商工会に対しまして、給食食材の提供について、積極的な協力をお願いしてきたところであります。その結果、給食センター物資納品組合並びに川俣町学校給食協力会が設立され、平成19年4月からの学校給食開始以来、地元産米でありますコシヒカリ100%の導入をはじめといたしまして、川俣シャモ及び町内産の野菜、くだもの等が、児童、生徒の給食食材として提供され、全食材に占める地元産品の使用割合も平成22年度末には約30%まで拡大することができるようになったところであります。しかしながら、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故は、放射性物質の拡散を招くに至り、農作物など食品の放射能汚染が懸念されたところから、平成23年4月からの学校給食の提供につきましては、給食食材の安全が確認される当分の間、地元産品の提供を見合わせることにし、昨年4月の第1学期始業式後に学校長を通しまして、その旨保護者へ通知をいたしましたところであります。この間、福島市・川俣町学校給食センターにおいて使用する食材につきましては、出荷制限や摂取制限を受けていない、安全性が確認された県外産の食材を中心に給食提供をいたすということを決め、現在に至っているところでございます。議員ご質問の地元産野菜の給食提供について、いつ解禁するのかとのお質しでございますが、議員も既にご承知のとおり、子どもに対する食の安全につきましては、国及び文部科学省が示しております食品中の放射性物質に係る基準値について、基準値以下であれば安全であり、健康被害はまったく心配ないと断定的見解は示しておらないところであります。このことが子どもを持つ親にとりまして大きな不安を募らせており、保護者間においても、この問題に大きな温度差を生じているとの認識をいたしております。このような状況もございまして、これまで川俣産の野菜を積極的に提供をいただいております川俣町学校給食協力会の会長さんはじめ、会員の皆様からも、現段階においては提供することに不安が残るので、提供を当分の間見合わせたいとの申し出がございまして、地元の野菜の採用には至っていない状況でございます。町教育委員会といたしましては、地元野菜等の早期導入に向け、食品モニタリングによる給食食材の安全について、測定データを毎日ホームページで公表いたしまして、保護者の理解を深めるとともに、安全、安心な給食の提供に努め、できるだけ早い時期において、地元産野菜の提供が再開できるよう、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。



○議長（新関善三君）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 質問を続けます。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 私再質問させていただきます。同僚議員と重なっている部分はあまりしませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1番目の人家近くまで出没する猿、イノシシというようなことで、何点か質問させていただきます。市街地にです猿が出没しておりますね。この間旧役場庁舎の近辺に猿が出たというような話を聞きましたけども、町としてはどのような対応をしましたか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいま近隣に発生しました猿に対してでございますけれども、現地等に行きましたときには、やはり猿の方がいませんので、申し訳ございませんけれどもその都度行っております、ただ、離れ猿という1頭的なものが多いようなので、それに関しましては、まず、地元の方々に餌付け、そういったことをやらないように、近づかないようにというような広報等を配付いたしました。あと現れたところに関しましては、近くの方に大変申し訳ないんですけども花火等をやりまして、効かないという方もおりますけれども、そういったものの駆除対策をお願いしてまいったところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 去る者は追わずというようなことで、まあ花火だけ配付したということでございますので、この花火だけの対応では、猿の対策にはなっていないんですよね。実際、行動調査をするとか、追跡調査をするとか、そのようなことをやらなければ、この猿の対策にはならないと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 動態調査ということでございますが、これは先ほどから答弁しておりますとおりに、やはりそういった専門的な知識は県なり国、そういったところでお持ちなので、やはり猿に限らずイノシシもそうですけども、個体数の増加というのは何らかの原因があるわけですので、やはり広域的な段階で、まず、駆除する方法というもの、当然、今、議員ご指摘のとおり動態調査も含めまして、やはりそういう関係機関と協力を密にしながら、そういう対策を取るとともに、やはり既存のやつは捕獲隊とか地元の人にできる限りの努力をしていただくような形で、今、進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 猿の対策、福島市あたりはちゃんと動態調査、個体がどこにその猿が行っているとか、無線機を付けてやっているというような話も聞いてお

りますので、川俣でもできればやっていただきたいなと思います。また、このイノシシと猿の駆除に対して1万5,000円の補助と言いますか、捕獲に対しての支出しておりますけども、23年度はほぼ予定どおりやったんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 予算の執行ということでございますけれども、昨年度はイノシシに対しては120頭、あとは猿が8頭という形で、1つの実績等は要望に対して予算化をし、駆除対策はやっております。以上、答弁とします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 今年度の駆除はどれくらいの今、状況ですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 今年度の状況でございますが、4月現在から8月までなんですけども、イノシシにつきましては28頭、猿は3頭の駆除をいたしております。これは現在で報告を受けた数でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 今まで全部で31頭ですか合わせて。まだまだ個体数はおりますよね。それでですねこの1万5,000円という、1頭当たりの金額ですね、これはイノシシを食することを前提とした単価だと思うんですね。今、食することはできないんでありますけども、この駆除隊に対するやっぱりやるためにはまあ2万円ぐらいまでの増額が必要ではないかなと思いますけども、この辺はどう考えておりますか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 駆除する1等分に対する料金のことだと思いますけれども、料金に関しましては確かに食用にするという1つの計画がございました。ただ、こういった原発の状況では、それは不可能だと思いますので、当然そういったものも含めまして、これは駆除をなさっている駆除隊と私らの方で今後、協議させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 是非協議して間に合うような形で、駆除隊の方が率先して駆除できるような形を取っていただきたいと思います。

それではですね2番目に移りたいと思います。有利な補助事業というようなことで、伊達みらいは50%というような形で、この補助事業のあれで進めて、今は予算がなくなったからやめたというような話では聞いておりますけども、各JAごとにこれはやっている事業なんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、災害等大震災に伴いますパイプハウス、園芸用ハウスですね設置に関しましては、あくまでも伊達みらいさんの単独事業でしたので、他のJAさん等ではやっていないと聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） なんていう事業なのか、この事業なんのでしょうか、JAふくしまの簡易施設設置助成事業というようなことで、パイプハウスやビニールの助成というようなことで、購入の50%以内を助成というようなことで、1農家当たり20万円の上限というようなことに1つのJAでやっているものがあるんですけども、伊達みらいの方では、伊達市の方でこの上に上乗せしての助成というようなことで50%だと思いますけども、その辺はどう考えますか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご答弁申し上げます。

伊達市からの補助と合わせてということでは、ちょっと詳細私らの方で調べましたところによりますと、あくまでも単独補助の補助率2分の1以内ということで、それ以外に対しての補助率があるという形ではご報告は受けておりませんので、申し訳ございませんけど、そこまでの内容はちょっと調べかねますので。

答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） それは結構でございますが、今回の震災において、100%補助事業ということで、被災者の方何人かがハウス導入等々やっておりますけども、この補助事業に関しては、町からアクション起こして、被災者の方にどのようなアクションをして通知をしたのかお伺いいたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの質問でございますが、町のハウス等でもらったということなんですけども、これもちょっと確認させていただきましたけども、山木屋の方が3名、飯坂の方が1名、それぞれこれの補助事業は、被災者支援実証圃という1つのモデル的な事業のことだと思います。これは時限的なものだったと私の方で調べた結果の内容なんでございますが、原発事故、あるいは津波、そういう形で施設が滅失した人に対する補助でございまして、基本的には町でなく、県の耕作放棄地対策協議会、そちらの方が国からお金をいただきまして、実証圃として川俣町地域担い手総合支援協議会、こちらの方に補助金という形ではなくて、補助金はこちらにきまして、川俣町の地域担い手支援協議会、こちらの方で施設を全部建てまして、また、そこに雇用として、実際にやる方に対する雇用というような形の形態で、モデル的に1年間を前提にというような形で進められた事業と聞いております。それに関しますので、これはあくまでも耕作放棄地の活用と被災者を受けたいやつの支援、こういうのを基に行われた補助事業でございまして、事業の上限はなしと書いてありまして、補助率は満額でございます。ですので、個人的なものの打診、あるいは町の打診はございませんでした。ただ、これは特例的な事象ですので、どこにでも代用するとか、今回あるという補助事業ではなくて、現在はこれは行われておりませんので、あくまでも災害時の緊急的なものの実証試験という形でやられたものと伺っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 私はどう農家の方にこの事業のあったのを農家の方に知らせたのかというようなことをお尋ねしたわけでございますので、もう一度お願いします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） お知らせということでございますが、これは私らのちょっと認識不足だったのかもしれないけれども、あの被災者の方が協議を逆に挙げてきまして、宮城県の亘理市の方でやっておりました。それを新聞記事等での内容という形で、私らも県と協議をいたしましたので、申し訳ございませんでしたけれども、農家の方々全般広くにはお知らせいたしませんでした。それに関しましても、やはり限られた被災者という、山木屋の方しか今回では該当になっていないというのと、もちろん作物を作っていた方、パイプハウス設置という事業ではございませんので、あくまでも実証圃、元々造っていた施設等を遊休農地を利用する形だったので、なかなかお知らせ全体にはできなかったということでございます。

以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） これ山木屋の方も花の方3軒、そして、飯坂の方も飯館の方からの避難というか、飯館で作付けできなかったもので花の方というようなことで、花卉の方が3名だけの事業だったということでございますけれども、山木屋地区にはトマトの栽培者の方もおりますし、様々な方おります。そのような方に知らせなかったというのが、まあ行政として問題なのかなと私は思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 答弁でございますが、この事業が特殊性だったということで、やはり該当するのが限られたのかなと思ったものですから。それは山木屋の方は全部でございますが、支援の内容が限られていたものだということだったので、全体に対するすべての方がじゃなるかということではなかったのかと思って、なかなかお知らせできなかったのかと思いますので。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は5時15分に再開いたします。

（午後5時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後5時15分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 周知等に対してのことでございますが、山木屋の方々に関しましては、チラシ等を関係者の人から配っていただきまして、一応5名の方が最初、5人の方で山木屋の方、実際、山木屋3人の方が小菊作っております。その方

で5名だったんですけども、実際にやった方が3名だということで、今、ご報告を受けました。あと飯坂の方は、飯館でカーネーションを作っていた方。一応この4人の方で今回の事業をやるという取り組みになりました。周知といたしましては、そのような形でお知らせはいたしました。山木屋の方々ということでご報告をいたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 知らせたというならば知らせたんでしょうが、しかし、これはね役場の方から知らせたのではなくて、この事業があるというのは農家個々、亘理の方はイチゴの農家、そして川俣の場合は花卉というような場合で、あらゆる農家の方本来ならば全員知らせるべきの事業だったのではないかなと思いますけども、是非今後、このようなことはあってはならないというわけでございますが、是非とも周知徹底していただきたいと思います。その見解をいただきます。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご指摘のとおり、今回、1つの災害対策の中で限られた地域だったと思いますけれども、当然、このようなことがありましたら、速やかにお知らせするようきちんとした体制を作っていきたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） それでは次に移りたいと思います。この農家の営農に関して、山の除染を進めなければならないわけでございますけれども、先の石河議員から山林の除染というような話もございました。しかしながら、この山林の除染、山木屋以外の山林の除染に関しては、何の話もないというようなことで、山木屋の場合はこのスマートコミュニティ事業の中で木質ペレットプラント造って、バイオマス発電をするというような話を一応私の所管ではございますけれども、所管の委員会の中ではお話しだけは伺いましたというようなことで、まだ、正式には話は聞いていませんけども、立ち上げましたけども、話し合いは1回くらいはしたんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これスマートコミュニティの事業の関係だと思っておりますが、今年度です来年度の2月中ですか、くらいまでにかけて実現可能調査ということで、例えば山木屋の場合もそういったバイオマスの発電ですか、発電も含めた実現が可能かどうかということで、この間立ち上げをしたところでございますが、その後、数回事務局レベルでの打ち合わせをしているところでございます。今後、具体的にどのように進めていくかということも含めて、事務局会議を何回もと言いますか、今後、定期的に開催をしながら本当に実現が可能かどうかも含めて、検討してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） このスマートコミュニティ事業、これは町長の鳴り物入りで

立ち上げたかと思えますけれども、町長はこの事業に対してどう考えておりますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 3番 高橋真一郎議員の質問に答弁をいたします。

質問にありますスマートコミュニティ事業につきましては、過疎型スマートコミュニティということで、山木屋地区が復興、復旧にあたって、あの地域において生活再生をしていくうえで、再生可能エネルギーを中心とした電気と熱源を活用したこの地域の活性化を図る方向ということでの基本的な考えの下に動き出すことで、じゃその材料は何かということにつきましては、今、山の除染等でも話題になっておりますが、木質、このいろんな山林のそれらをいわゆる放射性物質を含んだものについての対応が大変厳しい状況の中であって、それを有効活用できる方法はないのかというようなことでの1つ木質バイオマスについての研究をしようと。また、再生可能エネルギーでありますから太陽光なり、あるいは小水力なりですね、そういったものについて、どのような山木屋がやった場合に実現が可能なのかということは、立ち上げができて、その後継続ができなくては、それらの地域の活性化、再生につながるわけでありますから、その継続できることを前提としたうえでの再生可能エネルギーのあり方、そして、過疎型スマートコミュニティとしての構想の中で、それを研究していくための委員会ということで、今回、立ち上げた経緯があります。委員会の方は今、最初のスタートはやったところでございますが、それぞれ開催しているようにもぼくは聞いているわけでありますが、これは山木屋の中で考え、そしてまた、具体的には木質バイオマスになれば、その量の問題も出てくるかと思えます。そういったものを含めれば、山木屋の地域に限らず、たまたま自然体の山林の方にも私は影響を及ぼすのではないかと、そういったことも含めての調査もやらないと、山木屋だけの中で終わることではなかなか難しいのかなという思いもありますので、その辺も含めて検討していくようなことになっていると伺っておりますし、そういうことが必要だと思っております。これらは各地区においても、そういった構想を立ち上げようということで、各自治体が動いている面もあるんでありますが、山木屋については過疎型スマートコミュニティということでの再生可能エネルギーの木質バイオマスと、また、太陽光を含めた中で検討する委員会でございますので、それらがこれからの動きの中で24年度の事業でありますから、いろんな皆さんにその経過の報告などをする場も出てくるかと思えますけれども、まだ、そこまでは行っていないように伺っておりますので、それらの時間をいただきながらご指導をいただければと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） それはこのスマートコミュニティを立ち上げたことに対しては反対はしないわけでございますけれども、このコミュニティ事業をですね山木屋だけの対象というような形を取ってスタートしたこと自体が、議員として問題視しているところでございますので、その辺のところはどう考えていますか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） そのスマートコミュニティの対象エリアということですが、確かに避難区域である山木屋地区につきましても、確かに中心的には考えておりますけども、川俣全町的に例えば再生可能エネルギーとして、どういものが適しているかということにつきましても、いろいろ調査をしていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で答弁といたします。
- 議長（新関善三君） 高橋真一郎君。
- 3番（高橋真一郎君） これ山木屋の方々だけがメンバーとして入っているわけでございます。しかし、他地区の方々の意見は、どのような形でこのスマートコミュニティ事業に入れていくのかお伺いをいたします。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、そのほかの地区の方の意見の取り入れでございますけれども、例えばこの組織の中でも異業種交流会、マテリアル交流会とか、そういった組織として代表の方が加入していただいておりますが、例えばその組織の中の役員会の中に入ってですね意見を伺うとか、あと町が関わっているいろんな例えば自治会にしても、いろんな組織がございますので、そういったところのいろんな会議の中でいろいろ機会を見つけていただきながら、こちらの方も積極的に働きかけながら、意見というものをいただきながら、今後の中で対応を考えてまいりたいと思っております。以上で答弁といたします。
- 議長（新関善三君） 高橋真一郎君。
- 3番（高橋真一郎君） なかなか川俣精練やいろんなJA新ふくしま等々ですね山木屋地区以外の方もメンバーとして入っておりますけども、各山木屋地区以外の方々の意見をどのような形で持っていくのか。入っていなければ、なかなか聞く機会もない。行政区長会議等々やったときの話でやって、その意見を取り入れるとか、そのような形を取るつもりなんだと思っておりますけども、しっかりこのコミュニティ事業を鳴り物入りで立ち上げたのでありますから、是非失敗しないようにやっていただきたいと思っております。
- それでは、時間も時間ですので、次に移りたいと思っております。米の全袋検査、石河議員が様々な質問をされましたけども、私からは1点質問したいと思っております。この検査に関しては、米の地域協議会が対応するというようなことで、私チラシこれいただいた、この質問出した後にこのチラシいただいたわけですけども、この地域協議会の事務局は前は役場、そして、今はJAですか。その地域協議会の会合は、そして、この全袋検査についての話し合いはしましたか。
- 議長（新関善三君） 産業課長。
- 産業課長（沢井一雄君） 会合ということですが、基本的には導入的には県の方から導入関係ありますので、県が主催で会議応答は、そちらの私ら農協も含めまして、町も含めまして協議を進めているというような段階でございますので、会自体は、そういうふうな県の組織と打ち合わせという形で会議を全体的に持っています。以上、答弁させていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 今、県の方を通してということでございますけれども、米袋を搬入します。市町村、JAや集荷業者等で構成する地域協議会等が検査を実施します。集荷業者に出荷した米は、JAや集荷業者が検査場で検査しますと書かれています。そして、自分で販売する米や飯米、縁故米、そしてくず米ですね。検査日程や搬入方法については、地域協議会等にご確認くださいと県の方のこれはどこですか、水田農業産地づくり対策等推進会議等事務局からの送付が、このようになってきておりますけれども、これは地域協議会の方でしっかりした対応を取らなければならないんですけれども、これはどう考えていますか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 答弁に申し訳ございません。地域協議会とどのような関係だったかちょっと分からなかったものですから、もう一度お願いします。申し訳ございません。

○3番（高橋真一郎君） 地域協議会等で全袋検査に向けて、その集荷等々ですね、地域協議会に相談しろと、このようなことが書かれているんですけども。

○産業課長（沢井一雄君） あの相談ということでございますが、当面は、先ほど私の方でご説明しましたとおり、18日の会合と、あるいは、もちろん農家の方に広く知らせる。そういった方法を取りまして、説明としては基本的にそこでおおむねやります。あと細かい点は、当然、その協議会も含めまして、産業課等々の問い合わせでも答えてまいりたい。分からない点については、もちろん県、そういった協議会と協議しながらお答えしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） この全袋検査やるにおいても、地域協議会、JAと農協、各機関が連絡を取り合って進めなければならない全体検査でございますので、しっかりと対応を取っていただきたいと思います。

次に移ります。庁舎建設については、町長の専権事項でございますので、防災機能を持たせたしっかりした、まあ今回の震災で一応浜通りからの中間何といいますか、防災の後方支援も必要ですし、これから、除染に対しての前線基地というような機能もほしいでしょうし、是非これは町長により良い庁舎を目指していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○3番（高橋真一郎君） フランスの放射線防護原子力安全研究所というような、まあフランスというと一番最初にこの原子力発電所の事故の後、アルバ社ですか来て、ぼっこれ機械といいますか、あまり性能の良くない機械を売りつけてすぐ帰ってしまったというような経緯がございますので、フランスと言えばちょっと気にしてしまうというようなところがありますので、この辺は注意をしながら進めていただき

たいと思います。これで質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、4番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。

鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 4番 鳴原であります。一般質問1日目の最後の質問に入る前に、去る7月13日、大型トラックが暴走して1人死亡、5人が重軽傷を負う衝撃的な事故がありました。この事故で将来、有望な町職員でありました菅野一洋様が職務中に犠牲になりました。ご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、二度とこのような悲惨な事故が起こらないことを願って、先の通告書に従って大きい数字4点、細部7点について、質問をいたします。

大きい数字1番目であります。交通事故から町民を守れであります。東日本大震災、原発事故以来、川俣町の交通量が激増しております。町民を交通事故から守るためには、国道縁石の花植えはやめるべきだと思われまます。

大きい数字2番目であります。東日本大震災家屋等解体処理事業の継続をであります。また、損壊した家屋等が、本町にはあります。二次災害の危険のあるところが、かなりございます。24年度も被災家屋等の解体処理を受け付けるべきではないかと思われまます。

大きい数字3番であります。スクールバスの運行管理についてであります。小さい数字1番、スクールバスの規則、要綱はあるのか。2番、安全運転管理者は、どのようになっているのか。3番、運転日報の記録について。4番、点呼による健康チェックの確認は。5番目であります。健康診断と交換運転手を配置しているかであります。6番目でございます。車両の駐車管理について。7番目に、業務委託方法の見直しはあるのかであります。

最後に、大きい数字4番目であります。町職員に防災服の貸与をであります。震災時に対応できる防災服の貸与を職員にすべきではないかと思われまます。

以上について質問をいたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員のご質問に答弁をいたします。

まず、第1点目、交通事故から町民を守れの東日本大震災・原発事故以来、川俣町の交通量が激増している。町民を交通事故から守るためにも、国道縁石の花植えはやめるべきと考えるがどうかのご質問でございますが、まず、この花植えにつきましても、それぞれの自治会の皆さん方が、早朝、車の少ないときを選んで花植えをやっていただきまして、美しいまちづくり事業を継続いただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。おかげさまで町外から来られる方々も、川俣町の美しい道路沿いについて声を挙げられて、きれいな町だということを言われておりますことに、有り難く思っているところでございます。まず、そんな中で、議員ご質問のとおり、東日本大震災以降、相双地方の道路が通行止めになっているため、迂回路となっている町内の道路の交通量が増大しております。ましてや地域の実情を知らない遠方からの数多くのドライバーが、町内の国道を通過していることは、十

分に推測できることでもあります。交通事故の危険は、以前にも増して増大しているものと理解をしております。このような状況の下で、町は交通安全運動の推進と、また、未改良道路の早期改良についても、国の方に要望しながら、この環境整備に当たっているところでございます。先日も交通安全町民大会を開催いたしまして、この現状を訴えながら、ともにこの交通量が増大している中にある交通安全運動の推進方について、共通理解に立ったところでございます。今、花植えにつきましては、町民の方々が広く参加して行っていただいております美しいまちづくり事業である国道の花壇部分の花植えは交通量が増大すれば、交通事故の危険性もあるものと思われませんが、一方で国道花壇の花が、町を通過する方々に潤いを与え、また、本町が大震災にも負けずに、環境の保全、美化に地域を上げて取り組んでいることについても、理解をいただいているものと考えておりますが、交通事故が起きてからでは、遅いわけでありますから、十分に交通事故対策なども取りながら、この花の整備等に当たっていかなくちゃならないものと思っております。その点につきましては、自治会の皆様方ともこれらの対応について十分話し合いを進めながら、検討して安全を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の東日本大震災被災家屋等解体処理事業の継続を平成24年度も被災家屋等の解体処理を受け付けるべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、被災家屋等の解体処理事業、すなわち災害廃棄物処理事業であります。これまで国庫補助事業として、当初平成23年12月19日から平成24年1月31日まで受け付け、その後に追加して受け付けを平成24年3月1日から3月30日まで行い、受け付けのありました被災家屋等の状況等を確認した結果、民家等解体44件、既解体19件につきまして、事業に取り組んでまいったところであります。この解体事業につきましては、東日本大震災により破損した建物の解体事業であることを踏まえ、現在は受け付けを終了しておるところでございます。しかしながら、受け付け終了後、現在に至るまで、各方面から、この解体事業に関する問い合わせ、事業のご要望をいただいております。現時点においても解体する必要がある家屋等が確認されるところであります。したがって、これら家屋等の倒壊による危険性を解消するためにも、引き続き平成24年度の事業で取り組みたいと考えており、今後、受け付けを開始いたしたいと考えております。なお、大震災が平成23年3月11日に発生したことを考えますと、この事業の趣旨は先ほども触れましたとおり、当該震災により損壊した建物の解体事業でありますので期限を定めず、いつまでも受け付けを継続することは困難であり、今回行う今年度分が最終となるものと考えております。

次に、4番目の町職員に防災服の貸与を災害時に対応できるよう、防災服を貸与すべきではないかについてのご質問でございますが、本町においては職員には防災服の役割も兼ねたものとして、新採用時に活動服を貸与しております。しかし、新採用時に貸与した服は古くなり、あるいは様々な状況により着用できない職員もい

たことから、昨年の東日本大震災を機に、改めていつでも活動服を着用できる状況にあるべきと判断し、全職員に対して、平成23年6月に夏用の活動服、続いて平成24年3月に冬用の活動服を貸与しております。それ以降の新採用職員に対しては、同じ活動服を採用時に随時貸与しております。防災服については明確な定義はなく、災害時の作業等に着用する作業服であったり、また、消防職員や消防団幹部が着用する冬用の制服に対する夏用の服装を防災服とする例もございます。多種多様の機能を兼ね備えた物が望ましいとは考えますが、何よりも屋外での作業、場合によっては長期間着用し続けることが必要になるという経験を踏まえ、今回、貸与している活動服は、ストレッチ性能と抗菌性能を重視して選択をいたしました。更に、防災服としての役割も備えるという観点から、身体の防御と安全性を考慮し、夏用でも長袖上着を採用しております。防災服の貸与に関しましては、活動服の貸与をもって、その役割も兼ねるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、3点目のご質問、スクールバスの運行管理についてのご質問にご答弁を申し上げます。

（1）のスクールバスの規則、要綱はあるのかについてのお質してございますが、教育委員会所管にかかるスクールバスの運行管理等につきましては、川俣町が所有する自動車の使用管理等に関する規則並びに公用車の使用、管理簿に関する要綱を準用いたしまして、運行管理に努めているところでございます。運行に当たりましては、無理のない安全な運行の励行を基本といたしまして、毎月各学校から提出されますスクールバス運行日程計画に基づきまして、運転経路や運行時間及び乗車数などを確認、調整のうえ、運行に当たっております。なお、このスクールバスの安全かつ効率的な管理運営につきましては、交通事故等の未然防止の観点から、規則等が必要であるとの認識をいたしておりますので、今後、整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）の安全運転管理者はどのようになっているのかについてであります。道路交通法におきましては、一定以上の台数の自動車を保有する事業所においては、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせる者を専任させ、道路交通法令の遵守や交通事故防止を図ることを目的として、安全運転管理者を選任し、県公安委員会に届け出なければならないと定められており、教育委員会におきましては、教育次長を安全運転管理者として選任いたし、事故防止に努めているところであります。

次に、（3）の運転日報の記録はについてのご質問でございますが、スクールバスにかかる運転日報の記録につきましては、町が所有する自動車の使用管理等に関する規則に定められている運転日報をスクールバス運行にも準用し、運転時間、運転区間、走行距離、その他運転状況の把握に必要な事項を記録する、いわゆる運転日報を備え付け、しっかりと記録をいたしておるところでございます。

次に、(4)の点呼による健康チェック確認はについてのご質問でございますが、スクールバスの運転業務従事者に対し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることは、極めて重要なことであるという認識はいたしております。しかしながら、スクールバスの出発時間及び出発場所がそれぞれ異なっておりますので、運転手に対する一斉の点呼、あるいはまた、一斉の健康チェックは、現在、実施いたしておりません。なお、教育委員会といたしましては、業務委託契約時における遵守事項といたしまして、常に健康管理に留意し運転業務に当たるよう指導するとともに、運転手への指示連絡等につきましては、常に連絡が取れる体制を整え、健康管理に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(5)の健康診断の実施と交換運転手の配置はについてのご質問でございますが、教育委員会といたしましては、スクールバスの運転手の健康状態を把握するため、毎年、健康診断を義務付けておるとともに、受診結果についても提出を義務づけ、指摘事項等があれば、再検査等の指導をいたしておるところでございます。また、交換運転手の配置につきましては、運転業務委託者が体調不良等により運転業務に就けない場合には、あらかじめ運転代行者を定め、業務実施届出書の提出を受け、内容を確認のうえ、運行をお願いいたしているところであります。

(6)の車両の駐車管理はについてでございますが、スクールバスの駐車場所に関しましては、効率的な運行などを考慮し、委託運転手の自宅付近に駐車場を確保し、出発時における車両点検及び暖気運転の時間を設け、運行管理を行っておるところでございます。なお、スクールバスの駐車管理につきましては、これまでも車両管理と運行準備の効率化を図ることを目的として、運転業務委託者の自宅周辺での駐車を認め、運行に当たっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(7)の業務委託方法の見直しはあるのかについてのご質問でございますが、これまでも事故防止の観点から、スクールバスの運行に関しまして、民間の専門業者への委託方式について鋭意検討してきた経緯がございますが、諸般の事情により実施までには至っていない現状でございます。しかしながら、スクールバスの安全運行、事故防止並びに車両管理等を総合的に勘案いたしますと、個人業務委託を将来にわたって継続することについては、さまざまな問題が生じる恐れがございますので、民間委託として一元的な管理と運行を図っていくことが、今後、教育委員会として、よりベターの方法と考えておりますので、議員ご指摘の民間へのスクールバス運行委託につきましては、今後、前向きに検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 再質問をさせていただきます。あの順不同で申し訳ないんですが、9月は防災の月でもございますので、大きい数字4番の方から再質問をさせていただきます。

昨年の3月11日以来の未曾有の大震災並びに原発事故では、町職員の皆様をはじめ、町のボランティアの皆さん、町民の方も含め、大変なご苦勞がございました。

その中でもやはり対策本部の方にもかなりのボランティアの方、町民の方がおいでになっておりました。だれが町の職員で、だれがボランティアなんだか、だれが協力者なんだか全然分からないような状態でした。皆さんも震災後、テレビ等でもかなり防災服、国の官庁の方も防災服着ていましたよね。背中の方に経済産業省、福島県には福島県、あれが防災服なんです、町長先ほど答弁した中で活動服と言ったんですが、町には活動服というようなものの規定もないんですね。町には被服の支給に対する規定だけで、活動服というようなものはないんですが、まあこれはどうでも構わないんですが、まず、やはりこれから先ほどの庁舎の問題でも、防災に強い庁舎を造るんだと言うんだったら、やっぱり職員も防災に強い職員を作らなくてはならないと思うんですね。それでですね、やはりおれは町の職員だと、1つのかみしもみたいなもんですね。やはり着れば、ウンとこうなるんだと。一生懸命やらなければならないという、そういういや着なくとも一生懸命やっていますけども、そういう意味でもひとつ防災服、もう一度考え直す気があるかないかひとつご答弁をお願いします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、ボランティアとか職員の区別がつかなかったということは、事実であります。防災服につきましては町長答弁にあったように、6月と3月、夏と冬服を支給してございますが、活動しやすい、職員と分かる防災服を今後、考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これから考えていくということなんですが、ちょっと私の防災服というような考え方と町の考え方ちょっと認識が違っているんですね。作業服と活動服という感覚ではないんですね。この防災服というのは、あらゆる災害に対応できるようになっているんです。なんで背中に経済産業省だ、環境省だ、総務省だと書かれているかと言うと、昔は自転車、リヤカー、バイクの時代ですよ。今は災害は、空からも監視できるように背中に背負っているわけですから、別に運動会の背番号なんでもありませんから。そういう対応もできるようになっているのが、防災服なんです。ただ分かりやすく今、被服支給したんだと、ストレッチが入っているから良いんだとか、ストレッチが入っているかどうか私は分からないんですが、やはりこの防災服はストレッチが入っていようが入ってまいが、火災だったら災害になれば火災も起きる、水害も起きる、火にも強い服、燃えないように、あと水にも染み込まない、そういうのが防災服なんです。やはり職員はですね町の宝ですから、やはり1人でも犠牲者を出してはダメなんです。その辺をしっかりと着れば良いんだべというようなことでなくて、こういうものをしっかりと自分の身を守る、町民のためにも守るというようなことで、やはりこの防災服というのはこれから大事になってくるのではないかと思うんです。予算的にもそんなにうんとかかる予算では私はないと思うんです。それで、毎日着るわけでもない

し。それによってこれから防災訓練とかあると思うので、そういうときにも着用して、やはりあつ川俣町はすごいんだなと、町民から期待されるような、やっぱりそういうことも必要じゃないかと。是非ともやはりこれは揃えるべきだと私は思うわけでございます。再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

いろいろの災害がありますので、それに対応する防災服を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、総務課長の方から前向きに対応するというので、非常に力強いご答弁をいただきました。やはりこの機会にですね、これほど大きい災害、私後にも先にもこういう大きい災害はないと思うんですよ。そういう機会だからこそ、やはりそういうことは考えるべきだと思います。是非早い時期に検討していただきたいと思います。

それでは、2番目に移らせていただきたいと思います。交通事故から町民を守るということですが、これ今、国道かなり頻繁に交通量が多くなっております。6月には、二本松の349号線では、被災された方が大型トラックとワゴン車が衝突して5人が死亡しておりますよね。今、大型トラックの事故が8月までで170何件あるそうです。やはりあちこちで、やはり震災の事故等もあるわけでございます。そういう中で、町が自治会に補助金を出して、国道ばかりではないですが、国道のないところには花壇に植えていますけども、国道持っている、バイパス持っているところは、やっぱりバイパスの何と言うんですかね私は縁石と言っているんですが、植樹帯と言っているんですかね、その辺は専門家でないから分かりませんが、あそこにやはり美しいまちづくり事業花いっぱい運動で展開しているわけですが、私も植樹をし、この前は草を取ったんですが、とてもなんぼ先ほど町長交通が少ないと言っても、朝の方が交通量あるんですよ今。植えている境にパアッと来ますから、みんなこう。先日の草むしりのときにはパトカーが来まして、車道に出ないでください、車道に出ないでくださいと言って歩くわけですよ。それでですね、美しい花いっぱい運動、私は良いんです。ただ、あれは占有者は、だれになっているんですか。あの花植えているところは。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答え申し上げます。

花いっぱい運動関係でございますので、私申し上げたいと思いますが、花いっぱい運動、議員のご発言の中にもございましたとおり、町が各自治会に補助金を交付をさせていただき、その自治会が事業主体となって花いっぱい運動を展開していただいているものであります。国道のいわゆる花壇と申しますか、その部分に花を植える活動を行うにあたって、議員のご質問は、道路法の所定の手続きをしているのかというご質問であろうかと存じますが、その手続きは行われていないと存じます。

その手続きのない中で、環境づくりに寄与するという事で事業を展開しているものと承知しております。以上であります。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうすると、ただ補助金を出して、好きなところに花を植えば良いんだと。1本大体6円と何十銭くらいですね、今、町で補助金を出しているのは。それで、歩道も一応は道路なんですよ。歩道があって、植樹帯というのか私分からないですけども、縁石があって、あそこも道路だと私は思うんですが、道路使用許可などというの、これも各自治会を出しているのか、それを町がいつぺんに出しているのか、その辺ひとつ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁いたしますが、今、許可の問題が出ましたが、平成7年のふくしま国体の際に、あそこの美しい町やって以来、ずうっと続いているんです。やっていますことについては、道路管理者である福島県の国道でありますから、県の方との話は取っていると私は理解しております。その中でやはりこういう側道のところに升みたいなものがあるんですが、あれも外した方が良いんじゃないかとか、そして、あとその花を苗を県の方からいただいて植えたり、そういうした時期もありました。そんなことで経過してきたことはご理解いただきたいと思いますが、今、お話しがありますように、本当に車の通行が多くなっておりますから、そういった面ではパトカーが来て道路に出ないでくださいと、確かにそうだと思います。そんなことがありますので、去年から今年にかけて急に環境が変わってきておりますから、その辺については地元の皆さん、そしてまた、県の方とも確認しながら、安全の確認のうえに、こういったものについてはやるならやるなりに続けていく。そういったことは基本的なことでもありますので、議員お質しのとおり、その安全を確保したうえでの検討をすべきじゃないかということでもありますから、それについてはしっかりとこれから来年のこともございますので、あの後片付けも皆さんやっているとしますので、県の方とも協議し、また、警察署、自治会の方とも協議を重ねて、安全を守っていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 間違いなく今、町長が答弁されたとおり、平成7年に川俣バイパスは開通されました。ちょうど国体の時期でございます。国体は、花壇や沿線にはマリーゴールドを植えた。これは長持ちするからということで、県の指導でどこでも全県やったわけですね。それで、川俣町もたまたまそのときバイパスが町内にできました。それは私結構だと思います。ただ、この流れでずうっと来ているわけですね。国体はあといつ来るか分かりません。我々住んでいる方はいつ事故が起きるか分からないので、その辺は考えていただきたい。それで、これ川俣町美しい町づくり事業補助金交付要綱というのが、これ平成3年にできているんですが、その後に国体があったものですから、平成6年に川俣町推進委員会設置要綱という

のもできたんですね。この流れがずうっと今まで何と言うんだか川のように流れて今の現在にきたわけです。これが今、こういうふうな状況の中です、町民を危険にさらしながらも、こういう事業を展開しなきゃならないのかと私は思うんですよ。タマツゲ見てみなさい。あんなにびっちりタマツゲが植えてあって、だれ剪定するんですかあれ。あれは県がやるべきだと思うんですよ。国体終わったんだから、何も花植えなんて、私やる必要がないと思います。確かに花はきれいですよ。花はきれいです。しかし、枯れると、また、来年になれば花が咲く。人間は1回死んだら戻って来ないんです。その辺をよく私は考えていただきたい。また、平成6年に、本来はこれ美しいまちづくりというのは、一般廃棄物の減量化とか、資源化を図りましょうという目的なんですねこれ。保健委員会とか自治会とか、ただ花植えるとその後産廃いっぱいできるんだよこれ。逆なおれは運動だと思うんだよね。あともう1つ良いですか、川俣町美しいまちづくり推進委員会には、これ20人の方が委員になっているんですが、これ町の議会からも代表出ているんだけど、だれか出ている人いるのかなと思うんだけど、今もこれこの委員会というのはあるんですか、ひとつご答弁願います。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

推進委員会があるのかというご質問でございますが、要綱としては今、議員おっしゃったようにございます。要綱自体はございます。会議の開催は、いたしてございません。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これは委員会は、町長が招集することになっておりますから、ただ、これ要綱作っても、活動しないなら、これ恐らく国体のために作った私要綱だと思うんですよこれ、平成6年ですからね。やはりこれも少し今度は見直しして、議員の中でもだれも出ていないということで、今、開いていないということだから、これ幽霊のような設置要綱だと私は思っております。これはこれで私は別にあれはしませんが、やはり先ほど言ったみたく、確かに良いですよ、道路に花を植えれば。通る人はきれいだなど。ただ、私は、花の命より私ら人の命だと思うんですよ。やはり自治会ではオッみんなでやっぺ、オッやりますと、別に私は自治会悪いとか何とかとは言いませんよ。そうすると、行きたくなくとも出て来る人もいるわけですよ。そうすると、なんでおらこれやらなければならないんだと、ましてや去年あたり、今年なんては線量測れば、2マイクロシーベルトくらいあるわけですから。そういう中でマスクもしないで、みんな花植えをやっているわけですね。放射能に汚染されず、交通事故等に巻き込まれないようにという危険の中で仕事をやっているわけですよ。だから、職場だってヒヤリハットとありますよね。役場でもヒヤリハットってやったことありますか。ご答弁願います。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） まあ役場だってこれ労働者がいるわけですからね。別に現業ば

っかりがヒヤリハットではないんです。やはりヒヤリハットにならないように指導するのも、行政の私は役割だと思っておるわけでございます。だから、もう少しヒヤリハットというやつ町ではやっていないのかなと。普通の会社とか、一般の会社とか、まあ役所関係でもやっていますけども、町はそういうヒヤリハットってこれ開催したこともないんですね。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） ちょっとあのですね経過だけ踏まえて話させていただきますが、交通安全運動の中でですね、ヒヤリハットの地域ですね、危ないところと、そういった運動をそこだけをやったことだけ言っておきますが、あとまた、今、議員お質しのことについてはよくお聞きしながら進めてまいりたいと思います。交通安全のことだけでちょっと話させていただきます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 危ないところはみんなヒヤリハットなんだけども、私言っているのは、ヒヤリハットというのは、職場の中で、みんなで危ないところというより、事務仕事だって同じなんですよ。事務だって、結局ミスしないようにと、やっぱりヒヤリハットなんです。補助事業やるんだって何するんだって、いいべこれやってやっぺ、間違っても良いんだ出してしまうべという、昨日みたく義援金の3万円がどこさかいつちゃったと、最後に2番議員から出たと同じで、あれもヒヤリハットなんですね。そういうことでご理解をいただきたいなと私は思っております。アイスクリーム食ったりして、冷っこいからヒヤリでないんだからねこれね。その辺をよくご理解をいただきたいなと私は思っております。いろいろ国土交通省あたりでも、町に花を植えましょうといろいろな運動はしていますよ。きれいな道路を造りましょうと、言っている指示しています。国土交通省あたりで指導しているやつは、川俣町のああいうバイパスの縁石に植えたがなではないんですね。道路があって、防護柵があって、その中に植樹帯があって、歩道になっているというがなできれいな道路にしましょうというのが、これ国土交通省のあれなんですね。それでいろいろ自治会にやっていく、美しいんだからいいべというわけではないと私は思うんです。だから、先ほどから何回も言うとおりに、こういう機会だから、やはり町民にヒヤリハットをさせないようにやはり行政が指導しないと、だれかが犠牲起きたときに、じゃだれが責任を持つんですか。ご答弁願います。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

万が一の交通事故の発生時における責任の所在を問うご質問でございますが、交通事故でありますので、これはまあそのケースバイケースということになるのかなと思いますけれども、その責任のあり方は、いわゆる事故を起こした方になるのかなとは思いますが。ただ、事業として町が事業主体に対して補助金を交付しているということの立場からすれば、議員が先ほどからおっしゃっているヒヤリハット、いわゆるインリッヒ法則から来るお話しかと思いますけれども、これらの対応、1対

27対300のお話しですよ。ということにつきましては、そういったことも踏まえて、自治会とまた協議をしながら、そういうことも起こり得るといことも含めてですね、植栽の場所についてのご協議などはさせていただきたいと思います。交通事故については、先ほど申し上げたとおりかと存じます。以上です。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 事故になったら被害者、加害者でやれば良いんだという私問題ではないと思うんですよ。まあ自分が車を運転したり、自転車に乗って歩いてて事故になった、これはしょうがない。みすみす事故が起きるんじゃないかなと思っ
ていることはですね、やはり私はやめるべきじゃないかと思うんですよ。やはり宝くじは皆さん当たるんでないかなと思って買うんですあれはね。交通事故は、だれもあたっぺと思っ
ている人だれもいないんですよ。だから、今度の震災でもよく言われますよね。だから、そういう気持ちで住民もいなければだめなんだよと、群馬大学の釜石の防災アドバイザーの先生がねよく言ってますよね。そういうことですよ。やはり危険なことはやめると、これが私は行政の指導じゃないかと思われ
ます。その辺もう一度。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁いたしますが、先程来、答弁申し上げておりますけれども、そういった現状をしっかりと認識をしながら、今後の方針については、それぞれ関係者とも協議をしながらとりまとめをしていきたいと思
いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私はこの事業を全部の地区でやるなと言っているわけではないんですよ。危険なところだけはやらない方が良いんじゃないかと言っているわけ
ですから、その辺は誤解のないようにさせていただきたいと思っ
ています。私はやめろと言っているんだから、どういうふうに町はやりたいと言っているのであれば、最善の努力でやっていただきたいと思っ
ますが、まあ公共工事だってですよ、やる
ときにはちゃんとやるんでしょうあれ約款の中にね。交通警備員を配置しなさいとや
ってますよ。補助事業でやっているときは、警備員も何も派遣しないで、もう何十年もやっているんですよああやって。事故が起きなかったのが、不思議なんですよ。そういうことも私は考えるべきだと思っ
ますよ。そこら辺をですね、やはり町として見解を持っていないと、いざなつたときに、町が私は訴えられるときがかなりあると思っ
ますので、そういうことも考えてやっていただきたい。やる場合はですよ。ただ、私はやめろと言っているだけです。今の町では、町はやると言っ
ているので、まあいつまで経ってもこれは時間もだんだん無くなってきますので、そういうことでひとつ安全、安心にひとつ考えていただきたいなと思っ
ておるところであります。

それでは、3番目に移らせていただきます。町長の明快な回答をいただきました。私も涙が出るほどうれしかったでござい
ます。24年度も継続して行うということ

で、強いお言葉をいただきました。残念ながらこれこの事業は、よその町村から比べますと、川俣町は若干遅れて対応したわけですね。若干だか、よその町ではもう23年度で23年度に解体事業が終わっているところがかかなりあります。川俣町は残念ながら23年度の事業で24年まで延びたというような経緯がございます。それです。今回の震災、まず、前から町の補助交付要綱にあるように、宅地関連ありました。これは町のあれです。あとは被災者再建支援法、これは前の阪神淡路から新潟の地震でできた国の制度でございます。そして、今回のがれき処理の3つがあるわけですね。そういう中で罹災証明は、町は宅地関連の関係で総務課やりました。皆さん罹災証明もらっていたんですが、被災者支援法のやつはこれ完全に倒壊したところなんです、今回のがれき処理の件なんです、罹災証明は総務課でいただいたと、事業は町民税務課だというようなことでやった事業だと私は思っております。そういう中で町の広報紙の中でこういう事業ありますから、皆さん申請される方はしてくださいというような通知がございました。先日、ちょっと私知っている人いたものですから、須賀川の方では罹災証明をもらって、全壊、大規模半壊、あとは半壊までみんなきめ細やかに罹災証明該当する方には連絡が行ったと。川俣町はその該当する方に、個別に通知か何か案内かやった経緯はありますか。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

ご質問、家屋の解体事業に該当されると思われる方にお知らせをしたかというご質問であります。電話などでご連絡をいたしております。罹災証明で、該当しそうな方のところには、電話というか通知を差し上げております。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） その通知というのは、いつころ。

○議長（新関善三君） 今、調べるといってございまして、そのほかの質問に。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 時間もないですから、私前に進ませていただきます。やっぱりいつも言っているきめ細やかな行政だということをやっていますので、やはり税金は期間がくればビタビタ納付書が送られてくるわけですが、やはりこういう制度があるんだということは町民にも広くやはり知らせるべきだと。中にはやはり非住家は最初の解体と違うんですね。宅地関連は、一部損壊の家屋は町でやっている。被災者支援法とあるんですね。そういう中で、3つある制度の中に、これは非住家は該当しませんよと最初に言われた方がいるわけですね。私も何軒か電話で呼ばれて行きました。残念ながら、これは申請しなかったと、申請しない人が悪かったんだとこうなっているわけなんです、そういうふうにはですね分らない方がいっぱいいるわけなんです。いたんです実際ね。そういうことも把握しながら、やはりこれは該当するんだということに対しては、そのあれにやはりきちっと私は連絡するべきではないのかと思っております。これ町長の明快な答弁で24年度もやるということですので、しっかりと漏れのないように本年度で終わる事業でござい

ますので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

時間もないですので、あと最後の質問に入らせていただきます。4番目のスクールバスの件でございます。私も前も以前に質問をさせていただきました。いろいろ先ほど教育長の方からもご答弁をいただきました。正にそのとおりであると思えます。震災後ですね、町もかなりのご寄附をいただいたお車からございまして、現在、町では89台の車、消防車も含めて所有しているということで、正管理者を1人、副管理者2人というような状況が今の町の状況ですね。そういう中でですね安全運転管理者は、今、町は総務課長が安全運転管理者ですか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

現在、安全運転管理者につきましては、教育次長の仲江です。副管理者については、総務課長と総務課長補佐が今、なっております。23年度の体制を今、継続しておりますが、今後ですね台数も増えたということで、副管理者を増やしていくということで、今、検討をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議員ご質問の先ほどの災害廃棄物処理事業の該当されると思われる方々へのお知らせでございますが、平成23年12月16日、文書をもってその時点の63件の方々にお知らせを申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） まだ正管理者が総務課長になっていないということなんですが、これほどの車両を持っているわけですから、早急にやはり安全運転管理者を選任すべきだと思います。それでですねこの安全運転管理者というのは、今回の事故でもありましたよね。逮捕されるんですよ。やはり町もやっぱりこれほどの車持っているわけですから、下手な運送屋ありますので、きちっとその辺はしておかないと何かあったときに、やはりいろいろ問題が起きると思いますので、その辺は法を守るべき行政側ですので、しっかりと対応していただきたいと思っております。また、川俣町のスクールバスの規則要綱なんですが、町にはございませんね。準用をしているということで、町の方の町有自動車安全管理の準用している。その中でもやはり他町村においては、公用車運行管理規定において、この規定は町に準用するという管理規定があるわけですので、そういうことは明確にした方が良いのではないかと私は思います。それにあえて町有自動車の使用管理等に関する規則の中にもですね、公用自動車とは、次の各号に掲げるものをいい、主として当該各号に定める目的に使用するものとする。その中にはこれスクールバスって無いんですね。町の中でないんですよこれ残念ながら。乗用車、乗用ライトバン、軽乗用自動車、マイクロバス、軽貨物自動車、ダンプカー及びグレーダー、建設事業等に係る業務と。あと公用車というのはスクールバスって入っていないんですが、公用車はスクールバスでないんですか。ひとつご答弁願います。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

スクールバスに関しましては、規定等を設けていないのが、先ほど教育長から答弁申し上げます。早急な整備を現在、検討しております。なお、スクールバスにつきましては、町が所有し、教育委員会が運行するスクールバスと認識してございます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町の公用自動車使用管理等に関する要綱の中にですね、これ公用自動車は町の所有に属するものをいうとうたってはいるんですが、使用するのは、職員が自動車を自ら運転するということになっていきますから、これ職員でない方がスクールバスを運転しているということは、これは公用車には認められないのかと思って今、質問したわけでございますので、その辺もよく理解して要綱を作った方がいいんじゃないかと私は思うわけでございます。

あとは運転日報ですが、これは毎日運転日報は教育委員会の方に提出されているわけですか。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

運転日報につきましては、先ほど教育長から答弁申し上げまして記載をしてございますが、月に一度提出をしていただき、私がすべて確認をしてございます。月に一度の提出としてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 便宜上、そういうふうに行っているのかなんだか分からないけれども、安全運転管理者のあれから言うと、これやっぱり日報というのは、日誌は毎日やるようになっていきます。参考まで、今、飯舘村が川俣町にかなりのスクールバスありますよね。あの状態、皆さん毎日みているから分かっていると思いますが、飯舘村では退職された方が運行管理者置くわけです、車両長。毎日チェックしています。運転日報もします。ここで時間がないからずうっとやりますけども、健康診断も皆しています。酒気帯びしているかしていないか、全部あそこで点検してから一斉に出ていくそうです。1つでもあったら、今日はおまえはやるなというようなことでやっているようなんですが、そういう点でもですね、川俣町にも7台のスクールバスがあるわけですから、健康診断はやっていないということなんですが、せめて採用時期にですね契約時期というんですか、そういう時期にやっぱり健康診断も提出しなさいよというくらいは、やはりするべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

お質しのように、年に1回提出を義務づけてございますが、この間、個人業務委

託ということでの関連もございますが、そのように努めてまいります。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 個人で契約されているということで、皆様平均年齢私分かりますけれども、見た感じだいぶあれになっている方がいると思うので、年取ったから不健康だという人ばかりではないですから、元気でやっていただいているのは、私は素晴らしいことだと思っております。それですね、この車両管理なんですけど、やはり先ほどおっしゃったとおり、運転手委託のときさ皆置くんたというようなことなので、私はこれはいかなものかと。やはり30キロも40キロもあるわけではない。せめて町において一括管理をして、やはりそこから朝来て行くべきだと私は思うわけがございます。そういう考えはございませんか。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

現状のその駐車管理が望ましいとは考えてございません。お質しにありますように、一括管理をする中できちんと整理をし、安全な運行に努めるのが、私は安全管理者の務めでございますので、そのような考えをいただいて、できるところから実施してまいります。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 役場の川俣町の看板を背負ったスクールバスですので、空き地のところに置いたり、その辺で蹴飛ばされたって、いたずらされても分からないような所というのは、これいかなものかと思う。まあこういう公用車という認識がないんだと私は思っております。そういう点で何か事故が起きないことを祈っておりますが、そういう管理をしっかりしていただきたいなと思っております。

最後になります。業務委託の方法でございます。こういう見直しもあるのかということですが、そういう今、ずうっと私が質問した経緯によりますと、あまりにも車両管理のずさんさ、そういう感じの中で、川俣町の将来ある子どもたちを毎日送っているわけですね。やはりそういうこともきっちり考えながら、やはりあると思います。自分の家に止めておけば、普通の車両管理していれば歯止めしていますよみんな。長時間置けば歯止め、これが常識なんですよ。安全運転管理者がいれば、歯止めを置くわけですよ。みんなね自分の車の乗用車みたいな感覚でやっているからあれだと思んですが、ああいうやっぱり公用車ですから、管理するにもちゃんと歯止めもする、いろいろそういうあれだって財産ですから、野ざらしにして置いて、置く場所によっては5年で変色しないところも1年で変色する車両もあると思うんですよ。やはりそういう点でも、やはり安全、安心のためにも、やはりいろいろ方法を考えるべきだと私は思っております。これは町民の考えだと私は思っておりますので、その辺をしっかり最後にご答弁を願いたいと思います。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 議員ただいまお質しの件につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、議員のおっしゃるとおりでございます。今後、子どもたちの

安全で健康な通学を確保するためにも、計画を立てて、具体的に明日から改善の方向で進んでまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。



◎散会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。なお、明日12日水曜日は、午前10時から本会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後6時33分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 高 橋 道 也

同 署名議員 菅 野 清 一